

4

4章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

1. 歴史的風致の維持及び向上に関する課題
2. 既存計画（上位・関連計画）
3. 歴史的風致の維持及び向上に関する方針
4. 歴史的風致維持向上計画の実施体制

4章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

1. 歴史的風致の維持及び向上に関する課題

(1) 歴史文化にかかる情報公開や接点の不足

歴史的風致に係る歴史資産や活動の取組について、一人ひとりの市民が「自分たちのまちの財産である」と実感できる土壌を作っていくことが非常に重要であり、さまざまな普及啓発活動を通じて、共感する人やパートナーとなってくれる人を増やすことが求められている。そのためには、情報を単に伝達するのみではなく、多くの人にリーチする横の視点と深く体感してもらう縦の目線の双方を持って情報公開や愛着を感じられる接点づくりを推進していく必要がある。

(2) 増加する歴史的建造物候補への対応

市内の歴史資産の現存状況を継続的に把握することは勿論のこと、時代の変化に伴う歴史的建造物等の評価を常に見直していくことが必要である。歴史的風致を形成する歴史的建造物においても、築造後概ね50年を経過していることを前提として、戦後に築造された建造物など時代の更新に伴って増加する歴史的建造物の候補について、保全活用を検討していく必要がある。

(3) 歴史資産の維持・継承に係る負担への対応

関東大震災と第二次世界大戦による横浜大空襲という二度の災禍を受けながらも現在に残る歴史的建造物は、そのまちの歴史を語り、横浜らしい個性を象徴する存在であり、一度失われると二度と取り戻すことができない非常に貴重かつ重要な資産である。歴史的風致の維持及び向上のためには、これらの「歴史資産」が完全に失われてしまうことを防ぎ、極力保全し継承していくことが必要である。

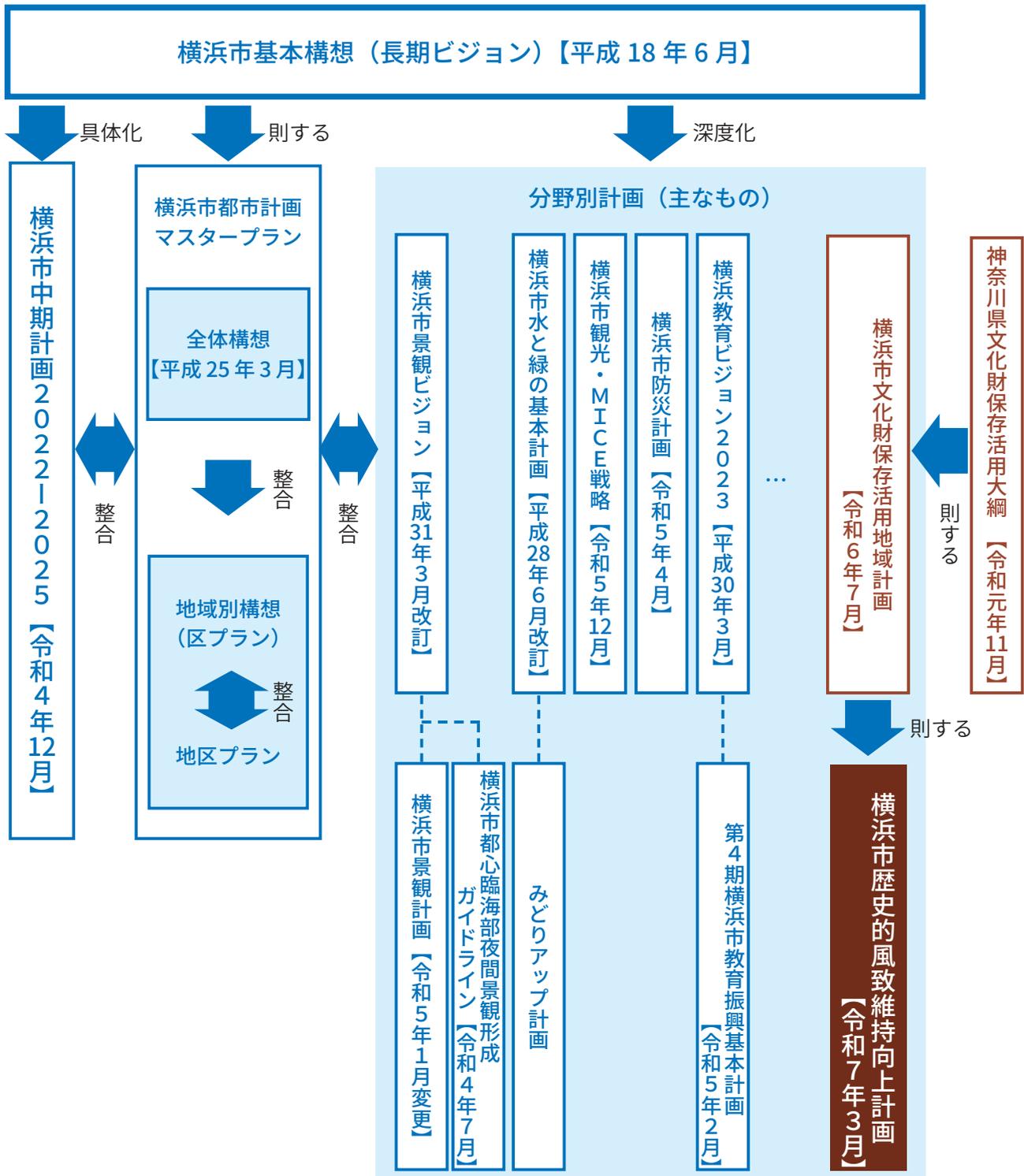
しかしながら、近年では維持管理に係る費用の高騰、税負担等による所有者の負担が大きくなっていることが課題となっている。また、都市部特有の課題として、不動産評価では低くみられることから都市開発圧力の下では失われやすい存在である。歴史資産を守る所有者・管理者に極力最大限の支援を行いつつ、長期的な視野に立ち柔軟に保全していくことが求められている。

(4) 歴史資産の活用に係るハードルとまちづくりとの連携

歴史資産を保全し本来の形で使い続けることは、歴史的風致の維持のためには非常に大きな価値がある。しかし同時に、その歴史資産自体が象徴する個性に、現代ならではの活用が加わることで、まちの中で大きな価値を発揮し、歴史的風致が向上する可能性を秘めている。歴史資産がまちの中で生きた形で有り続けるためには、守りながら使い、使いながら守る、保全活用とまちづくりが一体となった推進が重要である。その実現のためには、さまざまな角度からの知見や力が必要であり、活用を進めていくための支援や施策が求められている。一方で、これまでの歴史的建造物等の情報や、維持管理や改修・活用等に関するノウハウ等が蓄積されつつあるにも関わらず、所有者や技術者等の間での共有が不足しているという課題がある。

2. 既存計画（上位・関連計画）

本計画は、平成18年（2006）から20年間の横浜市の目指すべき都市像や、それを実現するための施策の基本方向などを規定した「横浜市基本構想（長期ビジョン）」を上位計画として、その構想を深度化する分野別計画に位置づけられる。また、「横浜市中期計画2022-2025」や「横浜市都市計画マスタープラン」等の関連計画と整合、連携を図る。さらに、歴史まちづくり分野の計画である「横浜市文化財保存活用地域計画」とも整合、連携を図り、横浜市の歴史まちづくりを推進していくための計画とする。



上位計画及び関連計画との位置づけ

(1) 横浜市基本構想（長期ビジョン）

昭和48年（1973）に制定された「横浜市基本構想（旧）」を、平成21年（2009）に開港150周年、市政120周年を迎えることも契機に見直し、平成18年（2006）6月23日に「横浜市基本構想（長期ビジョン）」を策定した。「横浜市基本構想（長期ビジョン）」は市民全体で共有する横浜市の将来像であり、その実現に向けて、横浜市を支えるすべての個人や団体、企業、行政などが、課題を共有しながら取り組んでいくための基本的な指針となるものである。概ね令和7年（2025）頃までを展望し、横浜市の目指すべき都市像や、それを実現するための施策の基本方向などを規定した。

横浜市基本構想（長期ビジョン）では、都市像として「市民力と創造力により新しい『横浜らしさ』を生み出す都市」を掲げ、その都市像を支える5つの柱を示している。本計画は、特に「多様な働き方や暮らしができる生活快適都市」と関連が深く、「自然環境や都市景観など地域の特性に応じたまちづくりを市民自らが愛着を持って行うことにより、横浜は豊かな生活環境のある快適で暮らしやすい都市を目指します」と定めている。

また、実現の方向性と取組を10個示している。「横浜ならではの魅力を創造し都市の活力を高めよう」では、「横浜の立地条件を生かし、空港、港、道路、鉄道が一体的に機能するまちづくり、活力ある産業の集積とともに、新たな産業や観光資源の創出と活用に積極的に挑戦し、活力と競争力のあるまちを目指しましょう」と定めている。「暮らしやすい快適なまちづくりをしよう」では、「歴史的建造物や水・緑・文化などの地域の特性を反映しながら、都市の景観を守り、住民自らが活発なまちづくりを展開しましょう」と定めている。

実現のための基本姿勢として、「横浜を支える市民と行政がそれぞれの役割と責任を認識し、協力して都市の魅力や活力をつくとともに、安心して生き生きと暮らせる社会を実現します」と定めている。

市民力と創造力により新しい『横浜らしさ』を生み出す都市

これからの20年、横浜が目指す都市の姿（構体）

市民力と創造力により新しい『横浜らしさ』を生み出す都市

横浜は、平和や人権の尊重を基調として、世界の窓口として歴史的に果たしてきた役割を常に認識しながら、知恵と活力を最大限に発揮し、市民が生き生きと暮らせる魅力あふれる都市であり続けます。

また、年齢や性別、障害の有無や国籍にとらわれることなく、多様な個性を尊重し、市民自らが多様な力を地域社会で発揮します。市民の意識と行動が、これからの横浜を形作ります。新しい『横浜らしさ』を生み出す世界に発信することで、横浜は常に新たな魅力と活力を創造し続けます。

都市像の推進力（第1エンジン）

市民力 ～市民の活力と知恵の結集～

横浜の最大の活力の源は、多様な豊富な人材と、活発な市民活動です。

市民一人ひとりが広い視野と責任感を持って自発的に地域や社会活動に参加し、知恵と行動を集結することで、生き生きと暮らせる都市の魅力と活力をつくりあげています。

都市像の推進力（第2エンジン）

創造力 ～地域の魅力と創造性の発揮～

横浜の最大の魅力は、豊かな水・緑と歴史の建造物や先進的な都市景観に加え、多様な文化や人々を受け入れてきた開放性と進取の気風です。国内外から人々や企業、国際機関などが集まり、それぞれの知恵や文化の融合により新たな魅力を創出し、世界で活躍する人々を多く、潤滑な創造的都市をつくりあげています。

実現の方向性と取組

- 1 多様な文化を持つ人々と共に生きよう
- 2 充実した学びにより豊かな人生を送ろう
- 3 子どもを温かく見守りのびのびと育てよう
- 4 横浜ならではの魅力を創造し都市の活力を高めよう
- 5 活発な情報交流により新たな可能性を創造していこう
- 6 個性を生かして働ける社会をつくらう
- 7 暮らしやすい快適なまちづくりをしよう
- 8 地球にやさしい都市環境を未来へ引き継ごう
- 9 住み続けたいと感じられる魅力をつくらう
- 10 ゆとりをもって安心して暮らそう

実現のための基本姿勢

市民力の発揮 ～新しい公共の創造～

市民主体の取組…自らできることは自らが行うことを基本とし、世代間で互いに助け合い、連携しながら、市民が主体となって自主的に知恵と行動を結集し、取り組めます。

◎協働による取組…市民と行政が互いに特性を生かし、地域課題や社会的な課題に協働して取り組み、多様なニーズへのきめ細かく対応することで、市民生活の質の向上を目指します。

行政の役割 ～自律と分権の地方自治を目指して～

地方分権の流れの中で、特色ある『横浜らしさ』を発見し、新たな魅力と活力を創造するためには、市民との協働による『自治』と『協働』を進めるとともに、行政改革に取り組む。持続可能な財政運営を行い、市民満足度の高い自主的・自律的な大都市運営を目指します。

新しい『横浜らしさ』を生み出す柱（構体のシンボル）

都市像を支える5つの柱

- 1 世界の知が集まる交流拠点都市

知識財産や活動の重要性が高まる中で、国内外の知識や人が集まる場を積極的に提供するとともに、次世代を担う子どもたちを社会で温かく見守り、充実した教育環境の下、世界で活躍する人々を多く見ます。国際機関や研究活動の場が集まる横浜で、私たちと、世界から集まる多様な文化や技術を持つ人々が交流し、互いに切磋琢磨することにより、新しい文化芸術や先端技術を生み出し、特色ある都市の創造性を発揮することで、横浜は世界の知と知恵の拠点を発信します。
- 2 新たな活躍の場を開拓する活力創造都市

社会経済のグローバル化や情報化が進み、都市間競争が激しくなる中で、横浜から新たなビジネスチャンスと企業活動を生み出すことにより、国内外から企業の集積を進め、多くの人に活躍の場を提供していきます。高度な技術や人の集積による都市の創造力と、新しい就業の場の創出により、横浜は人も企業も躍動する活力あふれる都市を目指します。
- 3 多様な働き方や暮らしができる生活快適都市

働き方が多様化し、年齢や性別による固定的な役割が変化する中で、個人の価値観に即して、働きながら地域や家庭で心豊かな生活を送ることができるよう、高齢者や女性も生き生き暮らせるライフスタイルを実現していきます。また、自然環境や都市景観など地域の特性に応じたまちづくりを市民自らが愛着を持って行うことにより、横浜は豊かな生活環境のある快適で暮らしやすい都市を目指します。
- 4 市民の知恵がつくる環境行動都市

地球規模での環境問題がより深刻化する中で、身近なところで積極的に関わり、質の高い環境を創造していく行動を積み重ね、世界の良しとして役割を果たします。世界から現地に集まる情報や技術、人が集まり、その交流の中から新たな環境技術や取組を生み出すとともに、人と自然が共生し、環境と経済の好循環を実現する都市の姿を世界に発信することで、横浜は環境の港を目指します。
- 5 いつまでも安心して暮らせる安全安心都市

少子高齢社会の進行や人口の減少により、地域コミュニティが変化しても、そこで生活する人々が、人とつながり方を大切にし、互いに支え合うことができれば、暮らしの安全と安心が生まれます。横浜は、一人ひとりの知恵と行動力を結集しつ、セーフティネットの行き届いた社会の仕組みをつくりあげていくことにより、いつまでも心豊かに暮らせる都市を目指します。

横浜市基本構想（長期ビジョン）概要

(4) 横浜ならではの魅力を創造し都市の活力を高めよう

横浜の活力を上げていくためには、活発な文化芸術活動や国際機関などの集積により、多様な人々が集まり、交流することで、横浜ならではの魅力と可能性を創造することが重要です。

ア 横浜の立地条件を生かし、空港、港、道路、鉄道が一体的に機能するまちをつくり、活力ある産業の集積とともに、新たな産業や観光資源の創出と活用に積極的に挑戦し、活力と競争力のあるまちを目指しましょう。

イ 横浜の活力の源である港の魅力を高めるために、アジアや世界に貢献する物流機能の強化とともに、海に親しめる憩いの機能も高めていきましょう。

ウ 環境に配慮した事業活動や技術開発、消費が活発に行われるとともに、豊かな自然環境と、都市活動が持続的に共存できるまちを目指しましょう。

エ 横浜の食を支える農業と都市生活を共存させ、大きな消費地を背景とした地産地消を積極的に進めるとともに、安全で新鮮な農産物を生み出す都市農業が活発に行われるまちを目指しましょう。

(7) 暮らしやすい快適なまちづくりをしよう

高齢社会や人口減少社会の中で、誰もが快適に暮らしていくためには、ライフスタイルや地域の特性に応じた住環境の中で生活し、身近な地域で様々な活動ができることが重要です。

ア 多様化するライフスタイルや、地域の特性に応じた質の高い住環境と効率的な交通体系が備わったまちを目指しましょう。

イ 誰もが働きやすい就業の場と居住の場のほか、楽しみ、学び、憩いの場などが駅を中心に近接するコンパクトなまちを目指しましょう。

ウ 歴史的建造物や水・緑・文化などの地域の特性を反映しながら、都市の景観を守り、住民自らが活発なまちづくりを展開しましょう。

実現の方向性と取組 ((4)・(7) 抜粋)

(2) 横浜市中期計画 2022～2025

「横浜市中期計画 2022～2025」は令和4（2022）年12月23日に策定した。計画期間は令和4（2022）年度から令和7（2025）年度までの4年間としている。2040年頃の横浜のありたい姿「共にめざす都市像」の実現に向け、全ての政策分野の基軸に据える上位指針としての基本戦略「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ」に加え、9つの戦略と38の政策等を取りまとめている。

9つの戦略のうち本計画に関連するものとして、「戦略5 新たな価値を創造し続ける郊外部のまちづくり」の「政策26 郊外部における多様な機能の誘導」、「戦略6 成長と活力を生み出す都心・臨海部のまちづくり」の「政策29 活力ある都心部・臨海部のまちづくり」では「関内・関外地区の活性化推進」と「魅力あふれる都市空間の形成」、「政策30 市民に身近な文化芸術創造都市の推進」においては「歴史と創造性を生かしたまちづくり」が掲げられている。

II 共にめざす都市像（めざす未来の具体像）

市民生活 の未来

暮らしやすく誰もが WELL-BEING[※]を実現できるまち

社会や時代の変化に適応しながら、あらゆる世代・多様な市民の皆様、一人ひとりが自分らしく活躍でき、いきいきと安心して暮らすことのできる、そのような市民生活の実現を目指します。

都市 の未来

人や企業が集い、つながり、 新しい価値を生み出し続けるまち

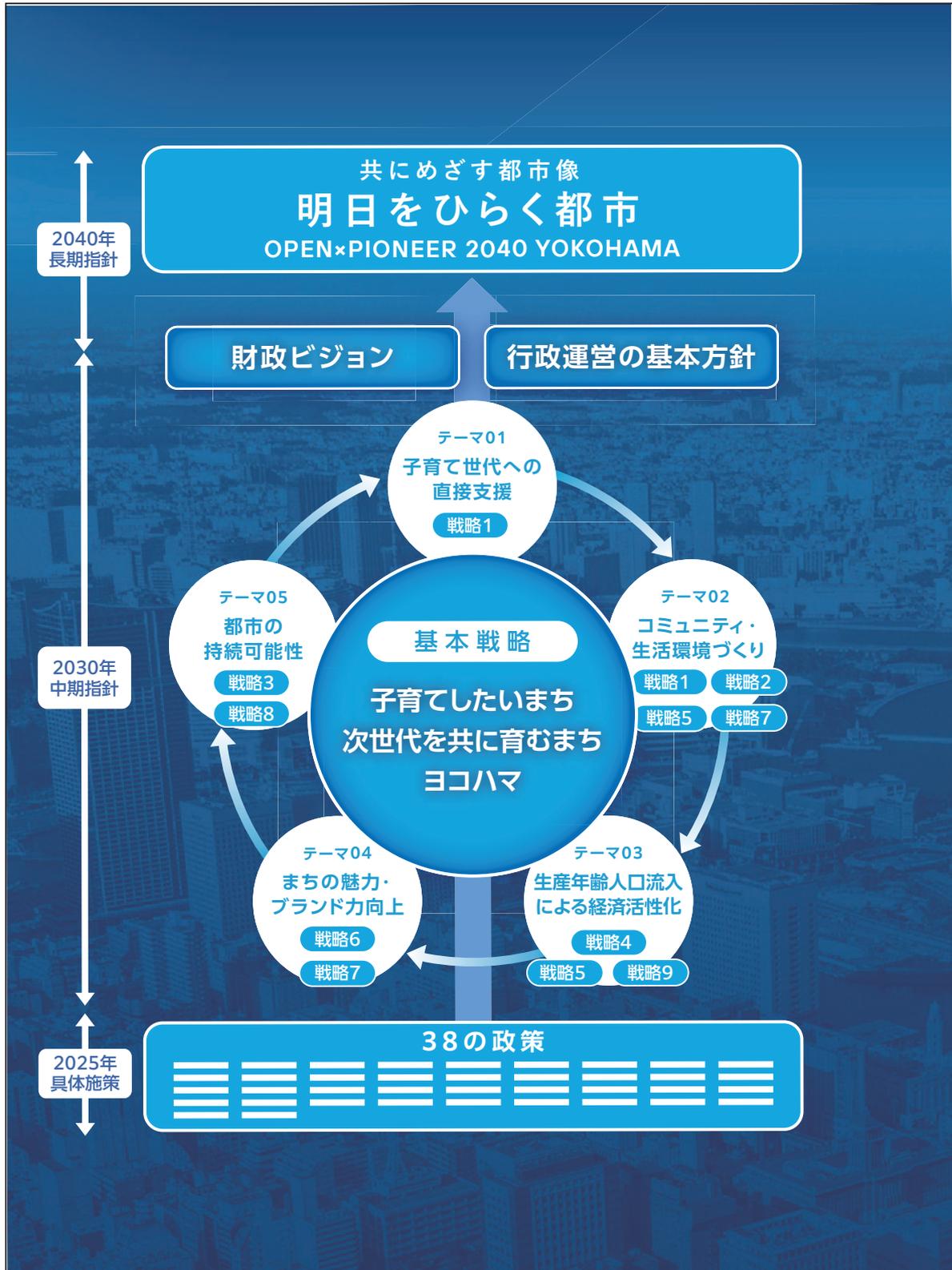
これまでの歴史の中で、受け継いだ様々な価値と、新たに生み出す価値を織り交ぜながら、常に変化し、独自の魅力を発信し続け、人と企業が集う都市を目指します。

都市基盤 の未来

変化する時代・社会に適応し、市民生活や 都市を支える新しい在り方を実現し続けるまち

交通インフラ、脱炭素、環境保全、災害対策など、横浜での暮らしや様々な活動を支え、持続可能な都市として発展・進化し続けるための強い基盤づくりを目指します。

※ WELL-BEING：幸福で肉体的、精神的、社会的全てにおいて満たされた状態のこと。



計画の全体像

◎ 主な施策

| <p>1 鉄道駅周辺のまちづくりの推進</p> | <p>主管局 都市整備局</p> | <p>鉄道駅周辺の生活拠点の整備・誘導</p> | | | | |
|--|------------------------------|---|--------|-----|--------|-------------------|
| <p>主要な鉄道駅周辺では、市街地開発事業等により、駅前広場や歩行者空間等の整備・改善、商業・業務施設や都市型住宅、生活利便施設などの機能の集積・更新を図りながら、個性ある生活拠点を形成します。また、規制誘導手法等を活用し、多様な働き方や暮らし方を支える機能の誘導やにぎわいの創出など民間の活力を生かしたまちづくりを進めます。</p> | | <table border="1"> <tr> <th>直近の現状値</th> <th>目標値</th> </tr> <tr> <td>事業中4地区</td> <td>完了3地区、事業中6地区(4か年)</td> </tr> </table> | 直近の現状値 | 目標値 | 事業中4地区 | 完了3地区、事業中6地区(4か年) |
| 直近の現状値 | 目標値 | | | | | |
| 事業中4地区 | 完了3地区、事業中6地区(4か年) | | | | | |
| <p>2 多様な主体と連携した持続可能な郊外住宅地再生の推進</p> | <p>主管局 建築局、都市整備局</p> | <p>持続可能な郊外住宅地の取組数</p> | | | | |
| <p>多様な世代が豊かに暮らし続けられるよう、郊外部において地域や民間事業者、大学等の多様な主体と連携し、生活支援機能の確保、コミュニティの充実等を図るとともに、デジタル技術の活用や脱炭素化に資する取組の推進等を通じて、地域の課題解決や魅力発信などに取り組みます。また、公共施設や民間施設の土地利用転換を契機とした、公民連携による地域の再生を進めます。</p> | | <table border="1"> <tr> <th>直近の現状値</th> <th>目標値</th> </tr> <tr> <td>7地区</td> <td>9地区(4か年)</td> </tr> </table> | 直近の現状値 | 目標値 | 7地区 | 9地区(4か年) |
| 直近の現状値 | 目標値 | | | | | |
| 7地区 | 9地区(4か年) | | | | | |
| <p>3 郊外部における多様な機能の誘導</p> | <p>主管局 建築局</p> | <p>用途地域等の見直し地区数</p> | | | | |
| <p>郊外住宅地の魅力向上に資する身近な農地、公園緑地、水辺、歴史などの地域資源を生かしたまちづくりや、日常生活を支えるサービスの充実、働く場や地域の居場所づくりなどを推進するため、時代に即した用途地域や特別用途地区、許可基準、風致地区等や、まちづくりに関するルールの見直し等を行い、多様な機能の誘導を図ります。</p> | | <table border="1"> <tr> <th>直近の現状値</th> <th>目標値</th> </tr> <tr> <td>—</td> <td>90地区以上(4か年)</td> </tr> </table> | 直近の現状値 | 目標値 | — | 90地区以上(4か年) |
| 直近の現状値 | 目標値 | | | | | |
| — | 90地区以上(4か年) | | | | | |
| <p>4 戦略的な土地利用の誘導・推進</p> | <p>主管局 政策局、建築局、都市整備局、道路局</p> | <p>戦略的な土地利用にむけた検討</p> | | | | |
| <p>市街地の大規模な土地利用転換、鉄道駅やインターチェンジのインフラ整備、大学等の機能強化などの機会を捉え、緑や農地の保全とのバランスを図りながら、都市計画マスタープラン等の改定とあわせて、市街地調整区域を含めた戦略的な土地利用誘導を進めます。また、市内米軍施設跡地については、地権者等と連携しながら、周辺の都市基盤整備等も含め跡地利用を推進します。</p> | | <table border="1"> <tr> <th>直近の現状値</th> <th>目標値</th> </tr> <tr> <td>推進</td> <td>推進</td> </tr> </table> | 直近の現状値 | 目標値 | 推進 | 推進 |
| 直近の現状値 | 目標値 | | | | | |
| 推進 | 推進 | | | | | |
| <p>5 郊外部における新たな活性化拠点の形成</p> | <p>主管局 都市整備局</p> | <p>旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業の事業進捗</p> | | | | |
| <p>旧上瀬谷通信施設地区において、環境と共生した郊外部の新たな活性化拠点の実現に向け、土地区画整理事業等により農業基盤や道路、公園などの都市基盤施設の整備を推進するとともに、大規模な土地利用の転換に伴う交通需要に対応するため、新たな交通の導入に向けた検討と、周辺道路のネットワーク強化を進めます。</p> | | <table border="1"> <tr> <th>直近の現状値</th> <th>目標値</th> </tr> <tr> <td>事業化検討</td> <td>事業中</td> </tr> </table> | 直近の現状値 | 目標値 | 事業化検討 | 事業中 |
| 直近の現状値 | 目標値 | | | | | |
| 事業化検討 | 事業中 | | | | | |
| <p>6 国際園芸博覧会の開催に向けた取組の推進</p> | <p>主管局 都市整備局</p> | <p>国際園芸博覧会開催の市民認知度</p> | | | | |
| <p>博覧会の成功に向けて、「公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会」と連携し、博覧会の認知度向上、市民や企業等の参加意欲の向上など機運醸成の取組を加速するとともに、会場周辺のインフラ整備や、快適で効率的な輸送システムを構築します。</p> | | <table border="1"> <tr> <th>直近の現状値</th> <th>目標値</th> </tr> <tr> <td>24.5%</td> <td>90%</td> </tr> </table> | 直近の現状値 | 目標値 | 24.5% | 90% |
| 直近の現状値 | 目標値 | | | | | |
| 24.5% | 90% | | | | | |

政策 26 人を惹きつける郊外部のまちづくり

◎ 主な施策

| | | | | | | | | |
|--|-------------------------------|-----|-------|------|---|-------------|-----|-----|
| 1 | 横浜駅・みなとみらい・東神奈川臨海部周辺のまちづくりの推進 | 主管局 | 都市整備局 | 施策指標 | ①横浜駅周辺における開発事業 ②東神奈川臨海部周辺における開発事業 ③みなとみらい21地区における開発事業 | | | |
| 横浜駅周辺（エキサイトよこはま22）、みなとみらい21、東神奈川臨海部周辺の開発などを通じて、国内外の多様なニーズに対応した、都心にふさわしい高度な商業・業務・居住機能等の集積を進めます。また、民間の街区開発と連携して計画的に基盤整備を進めるとともに、イベント開催時の混雑改善に向けた先端技術の活用、エリアマネジメントの活性化による地区の魅力づくりや公民連携による大都市脱炭素化モデルの構築 [※] に取り組みます。 <small>※令和4年4月にみなとみらい21地区が、環境省が実施する「脱炭素先行地域」に選定</small> | | | | | 直近の現状値 | 目標値 | | |
| | | | | | ①事業中 | ②事業中 | ①完了 | ②完了 |
| | | | | | ③事業中 | ③事業中 | | |
| 2 | 関内・関外地区の活性化推進 | 主管局 | 都市整備局 | 施策指標 | ①関内駅周辺における開発事業 ②北仲通地区における開発事業 | | | |
| 開港以来の歴史・文化を生かしながら、新たな開発や企業集積等により、業務・ビジネスの再生やにぎわいと活力づくりを推進します。特に、「国際的な産学連携」「観光・集客」をテーマとする関内駅周辺地区や新市庁舎を中心とする北仲通地区等の拠点づくりを実現するとともに、回遊性を高めるための基盤整備に取り組みます。 また、横浜文化体育館の再整備等、スポーツによる地域活性化にも取り組みます。 | | | | | 直近の現状値 | 目標値 | | |
| | | | | | ①事業中 | ①事業中 | | |
| | | | | | ②一 | ②事業中 | | |
| 3 | 新横浜都心のまちづくりの推進 | 主管局 | 都市整備局 | 施策指標 | 新横浜駅南地区のまちづくり | | | |
| 都心機能と周辺の自然環境や居住機能、集客施設等の相乗効果を発揮する計画的なまちづくりを進めます。そのため、新横浜都心のポテンシャルを生かす将来のまちづくりビジョンを策定するとともに、地区計画等の規制誘導手法を活用し、業務、居住、商業等のバランスのとれた都心機能を誘導していきます。 また、地域とともに、横浜の玄関口にふさわしい新横浜駅を中心とした回遊性の強化と拠点づくりを進めます。 | | | | | 直近の現状値 | 目標値 | | |
| | | | | | 推進 | 推進 | | |
| 4 | 京浜臨海部のまちづくりの推進 | 主管局 | 都市整備局 | 施策指標 | まちづくりの具体化へ向けた検討 | | | |
| 国際競争力の強化や魅力向上に向け、「技術革新」「産業観光」を柱としたまちづくりを推進します。そのため、立地企業等と連携しながら、先進的な産業技術拠点の形成や、脱炭素イノベーションの創出、各企業が持つ優れた技術を活用した魅力創出などに取り組みます。 | | | | | 直近の現状値 | 目標値 | | |
| | | | | | 推進 | 推進 | | |
| 5 | 山下ふ頭再開発の推進 | 主管局 | 港湾局 | 施策指標 | 再開発に向けた検討 | | | |
| 山下ふ頭の持つ優れた立地と広大な開発空間を生かし、横浜経済をけん引するまちづくりを推進します。 市民や事業者の皆様からいただいた御意見を踏まえ、地域の関係者・有識者等で構成される委員会での新たな事業計画案の検討を進めます。 | | | | | 直近の現状値 | 目標値 | | |
| | | | | | 推進 | 推進 | | |
| 6 | 回遊性の向上と多様な主体の連携によるにぎわいづくりの推進 | 主管局 | 都市整備局 | 施策指標 | 既存の交通モードと新たな移動サービスや観光施設等との連携 | | | |
| 地区内外における多様な交通手段と新たな移動サービスや観光施設等をつなぎ、楽しく快適に移動できる交通環境の充実を図ることで、回遊性を向上させます。また、道路空間の機能向上やシェアサイクルの充実など、歩行者や自転車にとっても優しいまちづくりを推進します。加えて、エリアマネジメント活動の広域的な実施、公共空間の再整備や演出・利活用、イベントの開催などにぎわいづくりを進めるとともに、市民や企業等と連携したまちの美化の推進による快適な歩行者空間の形成、クルーズ旅客の受け入れ環境の整備などに取り組みます。 | | | | | 直近の現状値 | 目標値 | | |
| | | | | | 推進 | 推進 | | |
| 7 | 魅力あふれる都市空間の形成 | 主管局 | 都市整備局 | 施策指標 | 市内の景観に関する満足度 | | | |
| 良好な景観形成やにぎわい創出のため、屋外広告物・景観制度の活用を推進するとともに、都心部から郊外部まで、地域の歴史・資源に光を当てた都市空間の形成・活用など、都市デザインの総合調整を行い、横浜の個性と魅力を磨きます。 | | | | | 直近の現状値 | 目標値 | | |
| | | | | | 76% (4か年平均) | 78% (4か年平均) | | |

政策 29 活力ある都心部・臨海部のまちづくり市民に身近な文化芸術創造都市の推進

◎ 主な施策

| | | | | | | | |
|---|----------------------------|-----|----------------------|------|-------------------------|--------------|--|
| 1 | 文化芸術を通じた次世代育成と共生社会実現に向けた取組 | 主管局 | 文化観光局 | 施策指標 | 芸術文化教育プログラムへの子どもたちの参加者数 | | |
| 学校や文化施設において、子どもたちの創造性や感受性を育むための文化芸術体験等の次世代育成や、障害の有無・国籍・居住エリア等にかかわらず、文化施設や身近な地域で、誰もが文化芸術に触れる機会を充実させます。 | | | | | 直近の現状値 | 目標値 | |
| | | | | | 12,823人/年 | 15,200人/年 | |
| 2 | 文化芸術による街のにぎわいの創出と国内外への発信 | 主管局 | 文化観光局 | 施策指標 | アートイベントの来場者数 | | |
| 現代アートの国際展横浜トリエンナーレや、市民参加などによる多彩なアートイベント等を開催することで、横浜の魅力を国内外へ発信し、プレゼンスの向上、にぎわいの創出を図り、文化芸術創造都市を推進します。 | | | | | 直近の現状値 | 目標値 | |
| | | | | | 18.2万人 (4か年) | 29.7万人 (4か年) | |
| 3 | 歴史と創造性を生かしたまちづくり | 主管局 | 文化観光局、都市整備局、教育委員会事務局 | 施策指標 | 港の夜景の演出参加施設数 | | |
| 創造界隈拠点などの歴史的建造物等を活用した魅力的なまちづくりを推進します。 あわせて、都心臨海部の景観を先端技術による光と音楽で演出するなど、横浜ならではの夜景をまちぐるみで創出します。 また、「横浜市文化財保存活用地域計画」に基づき、横浜に残る多様な文化財等の保存・活用を効果的に進め、市民の学びの機会の充実を図ります。 | | | | | 直近の現状値 | 目標値 | |
| | | | | | 27施設/年 | 45施設/年 | |
| 4 | 市民の文化芸術活動への支援と環境整備 | 主管局 | 文化観光局 | 施策指標 | 文化施設の稼働率 [※] | | |
| 鑑賞、創作、体験、発表の機会の充実を図り、地域の活性化につながる文化芸術活動を支援します。 また、地域文化芸術活動の拠点となる区民文化センターは、未整備区を対象に、再開発等まちづくりの機会に合わせて、区内公共施設の状況を踏まえ必要な機能の検討・整備を進めます。 | | | | | 直近の現状値 | 目標値 | |
| | | | | | 73%/年 | 80%/年 | |

※所管する施設のうち、休館中の施設を除く平均稼働率

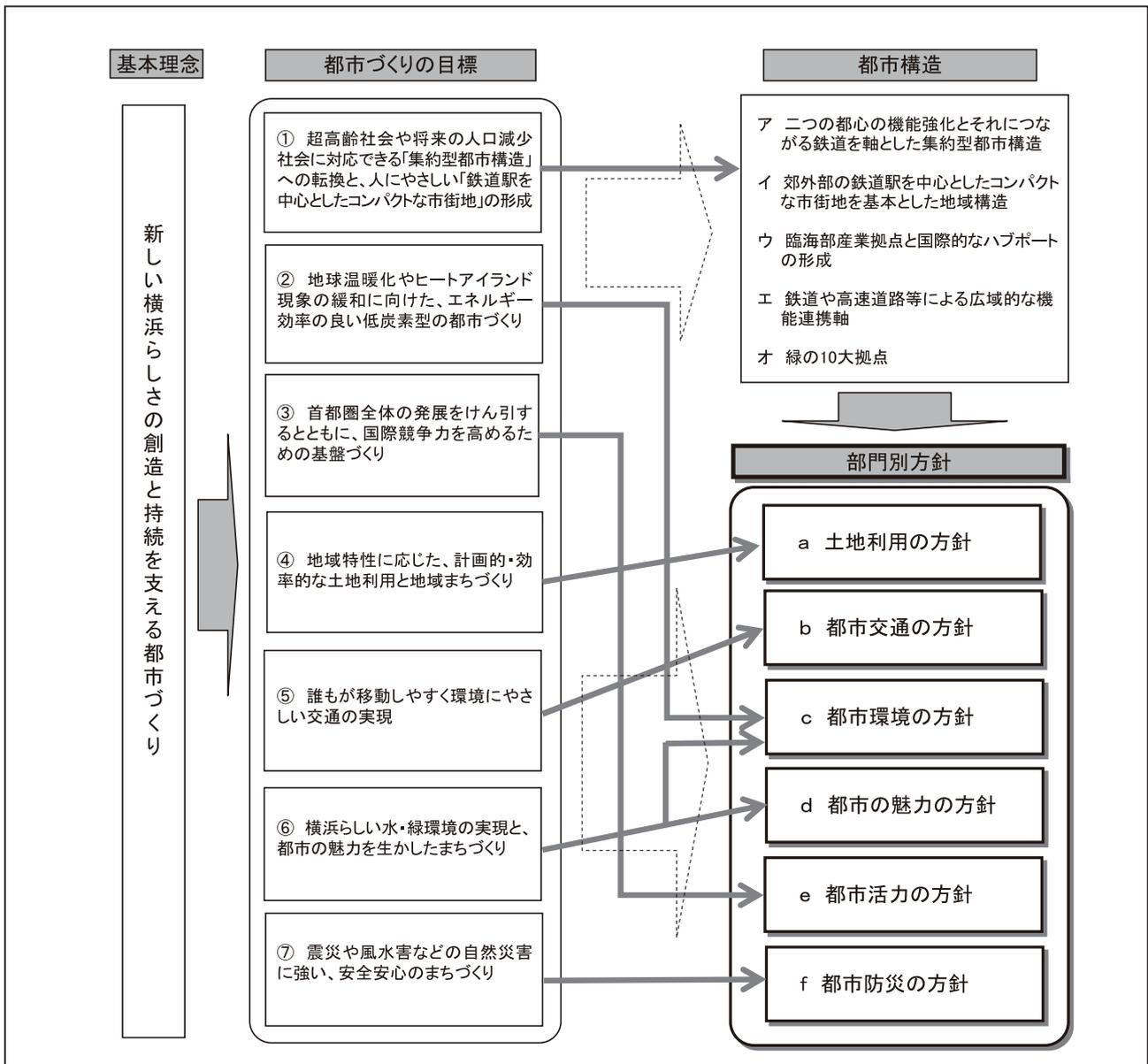
政策 30 市民に身近な文化芸術創造都市の推進

(3) 横浜市都市計画マスタープラン

横浜市都市計画マスタープランは、平成12年（2000）1月に初めて策定され、その後10年余りが経過した。この間、横浜市基本構想（長期ビジョン）が策定され、それに伴い各分野別計画等の改定も進んだ。今後人口減少社会の到来が予測されるなど、社会経済状況も変化しているため、それに合わせ、平成25年（2013）改定を行った。横浜市基本構想（長期ビジョン）と合わせ、令和7年（2025）を基本的な目標年次としている。

都市づくりの基本理念の一項目として「港、水・緑、歴史、文化など、横浜の持つ資産や環境を生かしたまちづくり」を掲げている。都市づくりの目標の一つとして、「横浜らしい水・緑環境の実現と、都市の魅力を生かしたまちづくり」を定めている。

部門別方針では、「d 都市の魅力の方針」として、「4-2（1）②歴史的建造物の保全、活用の推進」、「4-2（2）③美しい港の景観形成」、「4-3(2)地域の歴史や個性を生かしたまちづくりの推進」が掲げられている。また、「e 都市活力の方針」として、「5-3（2）観光資源の活用と機能強化」が掲げられている。



7つの「都市づくりの目標」と、それらの目標を実現するための「都市構造」と「部門別方針」の関係性

4 都市の魅力の方針

■方針の体系

4-1 都市の魅力向上の基本方針

4-2 都市デザイン及び創造都市の取組による魅力向上の方針

(1) 横浜の個性を生かした都市空間の形成

- ①魅力づくりの推進
- ②歴史的建造物の保全、活用の推進
- ③公共空間のデザイン演出

(2) 臨海部の水辺空間を生かした魅力向上

- ①市民に開放された水辺空間の形成
- ②水辺における多様な活動の推進
- ③美しい港の景観形成

4-3 市民生活の質や地域にふさわしい魅力向上の方針

(1) 多様性を感じさせる景観形成

- ①河川周辺における景観形成
- ②幹線道路周辺における景観形成
- ③まとまった樹林地・農地、里山、谷戸、大規模公園等の景観形成

(2) 地域の歴史や個性を生かしたまちづくりの推進

(3) 市民・事業者・行政の協働によるまちづくりの推進

5 都市活力の方針

■方針の体系

5-1 都市活力の基本方針

5-2 都心部の競争力向上及び活力を支える産業基盤強化の方針

(1) 都心部の活力、競争力の向上

- ①横浜駅周辺地区の開発促進
- ②みなとみらい21地区の開発促進
- ③関内・関外地区の活性化の推進
- ④横浜都心とつながる内港地域の活性化の推進
- ⑤新横浜都心の機能強化

(2) 技術・経営革新（イノベーション）の促進による産業の活性化

- ①中小企業の競争力強化による成長支援
- ②成長分野における産業の振興・拠点の形成
- ③国内外からの企業誘致の推進

(3) 国際競争力強化と産業イノベーションを支える交通基盤等の構築

- ①空港へのアクセス強化
- ②産業拠点から国土軸、首都圏全体へのアクセス強化
- ③港湾の機能強化と背後地とのアクセス強化
- ④市場の再編と機能強化
- ⑤高度情報化社会への対応
- ⑥次世代型都市インフラの構築

5-3 MICE・観光の機能強化の方針

(1) MICE誘致・開催支援促進のための機能強化

(2) 観光資源の活用と機能強化

5-4 市民生活の利便性向上の方針

(1) 鉄道駅周辺地区整備の推進

(2) 住宅市街地の活性化

（4）横浜市景観計画

平成20年（2008）4月1日、景観法に基づく「横浜市景観計画」を施行し、令和5年（2023）1月15日に一部変更した。横浜市の行政区（地先公有水面を含む）（以下「横浜市全域」という。）を景観計画区域としている。ただし、横浜市全域のうち、地区に応じた良好な景観を形成する地区（以下「景観推進地区」という。）を、関内地区、みなとみらい21中央地区、みなとみらい21新港地区、山手地区としている。

「良好な景観形成の考え方」では、「横浜らしい景観をつくる10のポイント」を掲げている。また、「地域ごとの景観づくりの方向性」を定めている。

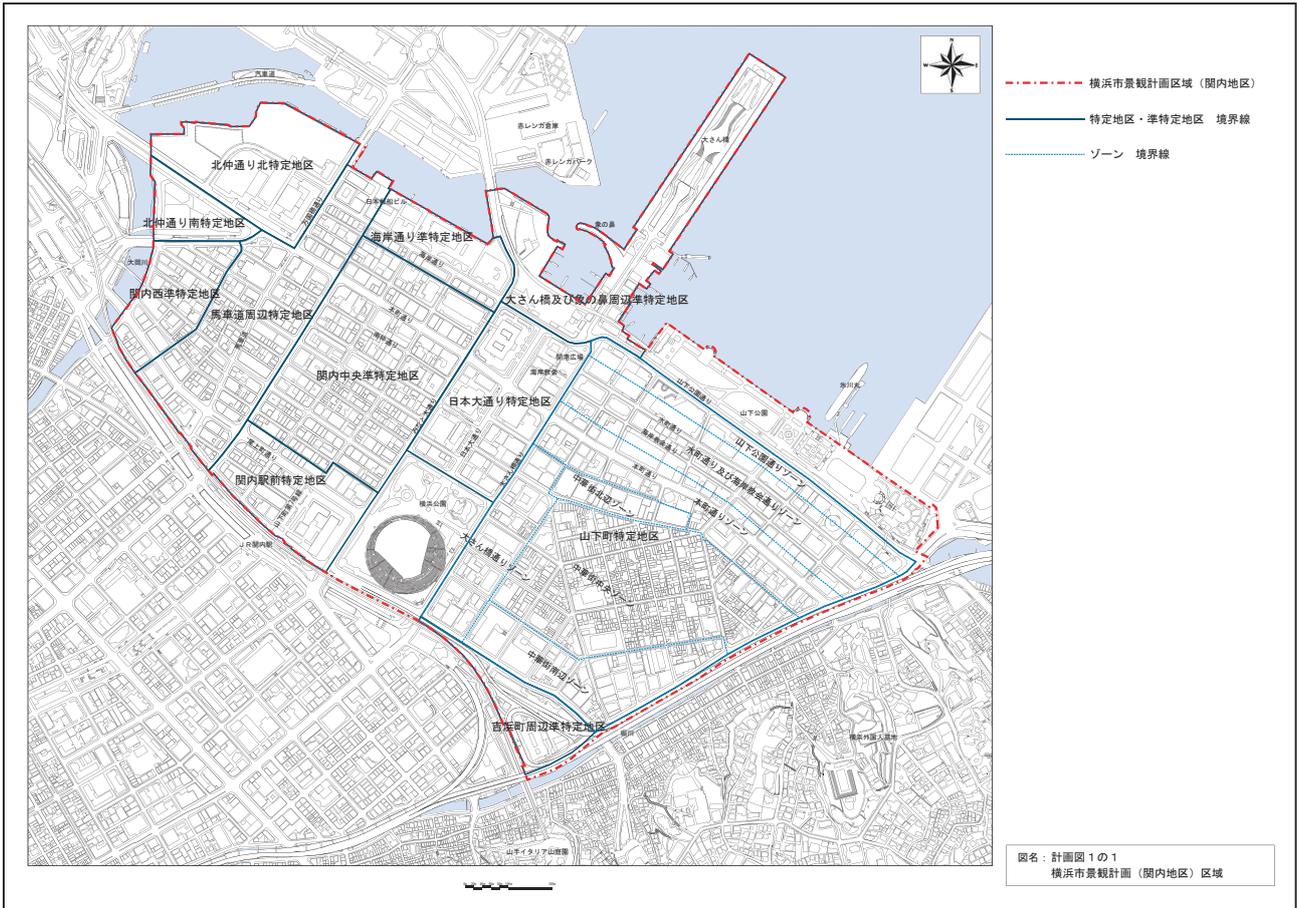
【横浜らしい景観をつくる10のポイント】

- ① 街の個性と調和の取れた魅力的な街並みの形成
- ② 安全で快適な歩行者空間の景観づくり
- ③ 歴史的景観資源の保全と活用による景観づくり
- ④ 水と緑の保全・活用と創出による景観づくり
- ⑤ 身近な生活空間での景観づくり
- ⑥ 人々の交流や賑わいの景観づくり
- ⑦ 街の個性を引き立たせる夜間景観
- ⑧ 周囲に比べ、高さや大きさのある建築物の景観的工夫
- ⑨ 屋外広告物の景観的配慮
- ⑩ 想像力がかきたてられ、物語性が感じられる景観づくり

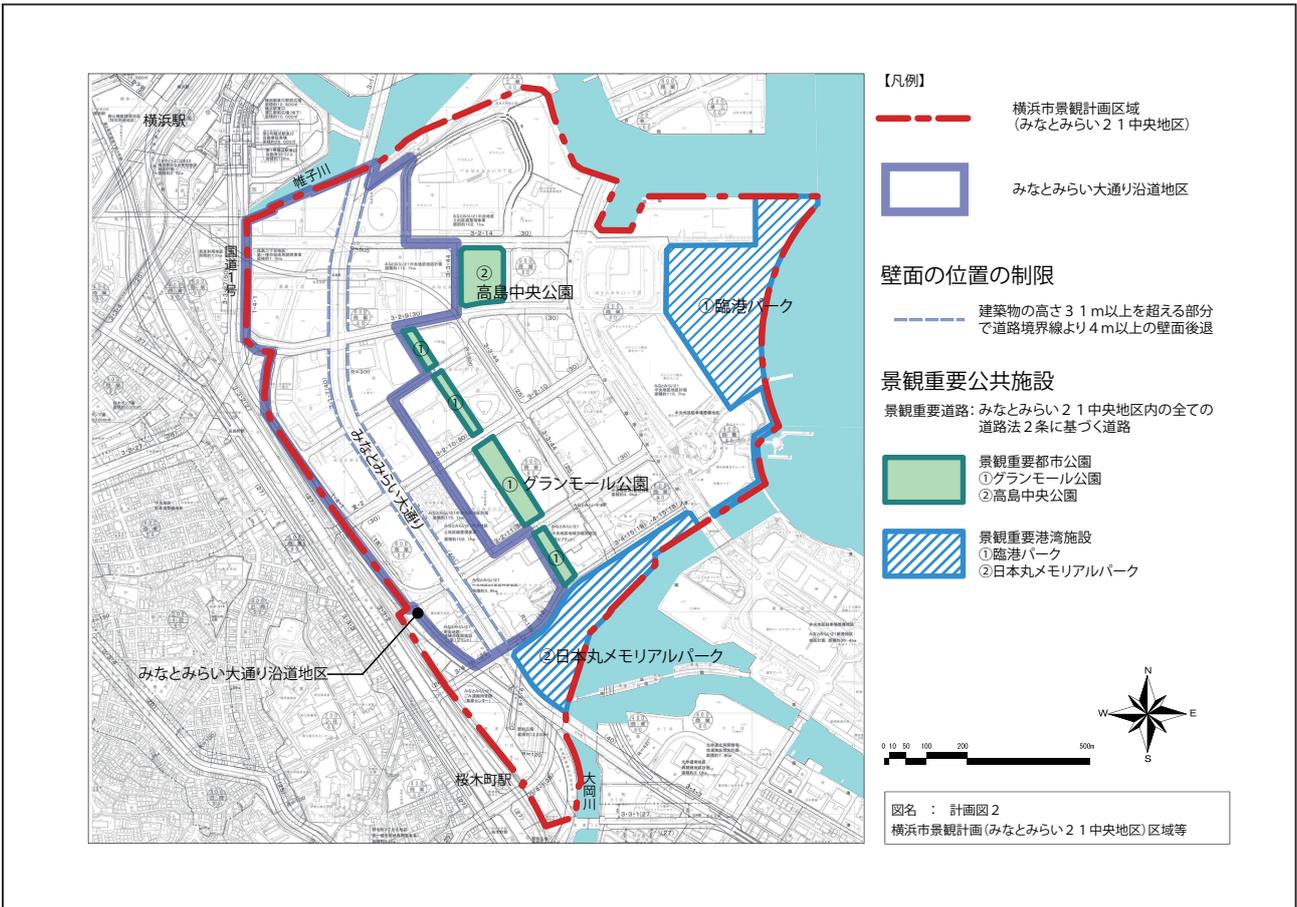
【地域ごとの景観づくりの方向性】

- ① 臨海部
物流・生産機能の再編などの変化にあわせて、スケールの大きさを生かした景観づくりを進めていきます。
- ② 都心部
多様な人々の交流や街の活力を生む横浜の顔として、都心臨海部と新横浜都心の二大拠点の景観づくりを進めていきます。
- ③ 高密度な既成市街地
親しみのある街並みや高低差を生かした景観づくりを進めていきます。
- ④ 郊外駅前及び周辺
地域住民が街への誇りや愛着を深め、来街者と共に賑わうなど、様々な人との交流を生かした景観づくりを進めていきます。
- ⑤ 郊外住宅地
年代や生活スタイルにあわせた、様々な街の使い方による身近な景観づくりを進めていきます。
- ⑥ 水・緑と農のある郊外
身近にある自然環境を実感できる、水・緑や農とのふれあいを通した景観づくりを進めていきます。

横浜らしい景観をつくる10のポイントと地域ごとの景観づくりの方向性



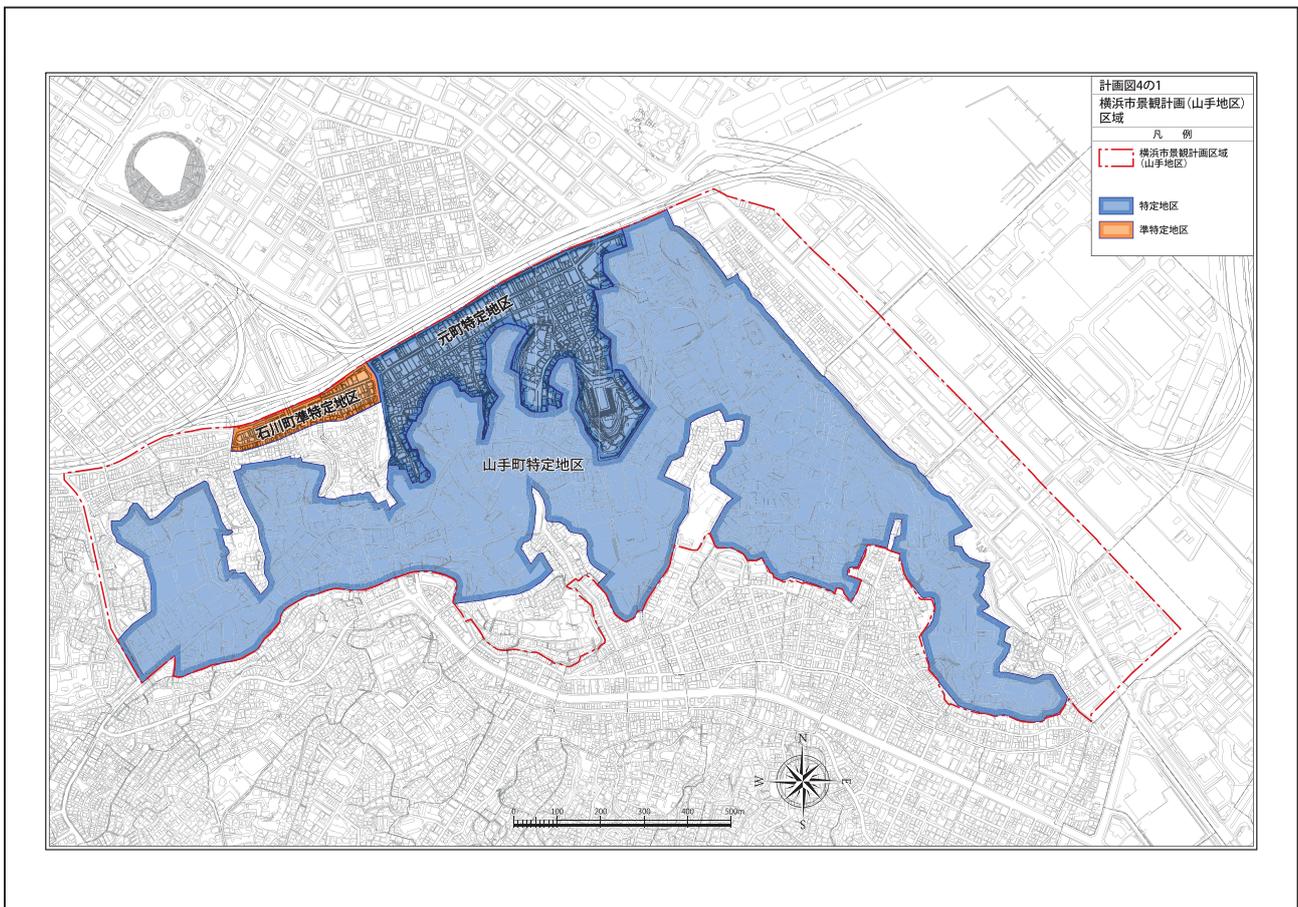
横浜市景観計画（関内地区）区域図



横浜市景観計画（みなとみらい21中央地区）区域図



横浜市景観計画（みなとみらい21新港地区）区域図

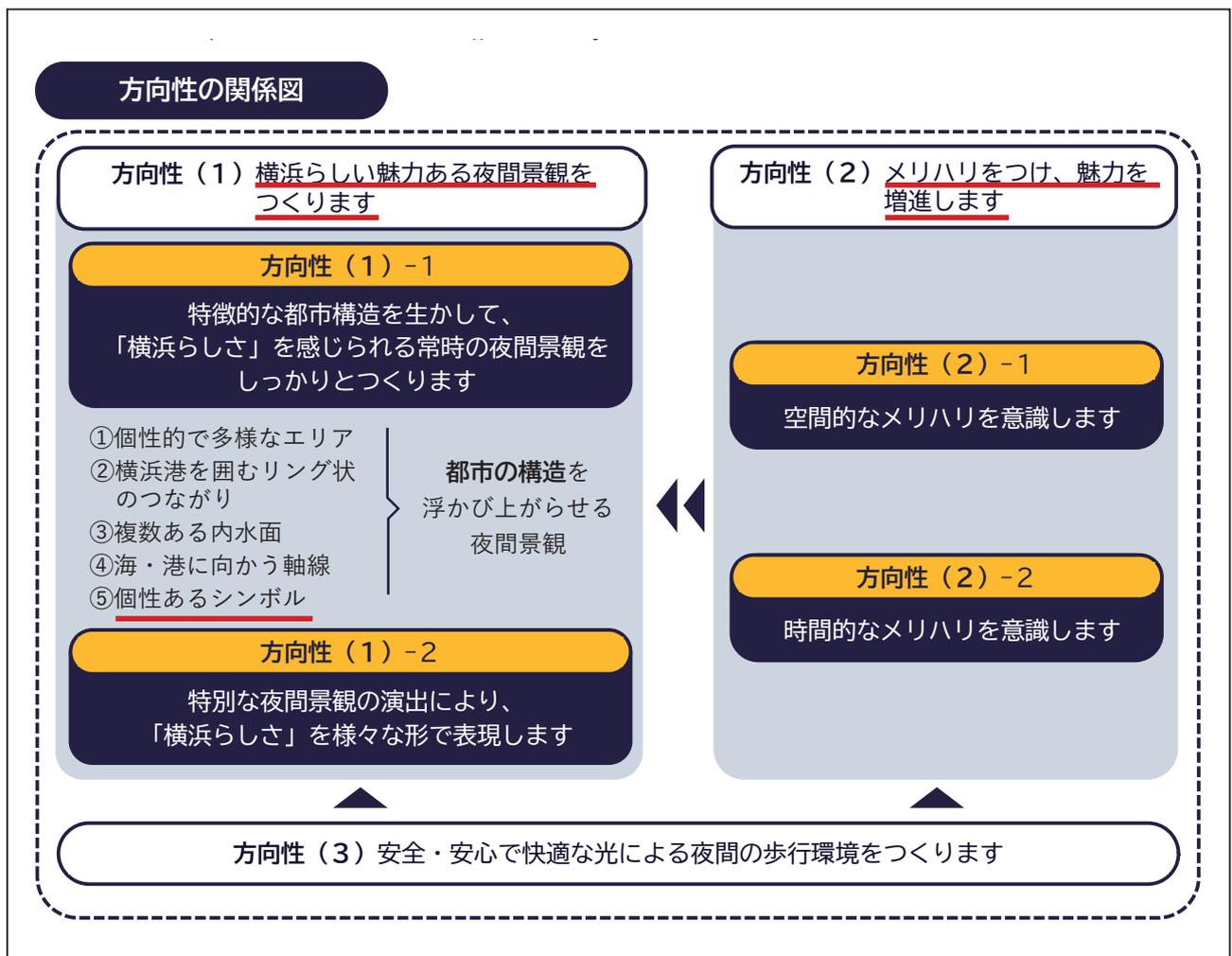


横浜市景観計画（山手地区）区域図

(5) 横浜市都心臨海部夜間景観形成ガイドライン

市民・事業者・行政それぞれが、夜間景観形成の方向性や演出方法に対する理解を深め、都心臨海部の夜間景観をより魅力的にしていくために、令和4年（2022）7月、「横浜市都心臨海部夜間景観形成ガイドライン」を策定した。

都心臨海部の夜間景観の方向性（1）「横浜らしい魅力ある夜間景観を作ります」では、「個性あるシンボル」すなわちシンボルとなる建造物を、「横浜やエリアの個性の象徴として印象づけ、「港町・横浜らしさ」を感じる夜間景観をつくる」としている。例えば、歴史的建造物の本来の色を尊重した照明とすることを挙げている。方向性（2）「メリハリをつけ、魅力を増進します」では、空間的なメリハリを意識し、エリア全体を一様に明るくするのではなく、エリアを部分的に明るくすることによりその箇所を引き立たせたり、また特定の建物や通りの周辺は落ち着かせるなど、抑揚のある街並みとなるよう配慮するとしている。例えば、歴史的建造物をライトアップし、敷地同士の光に強弱をつけ、シンボル性を演出していることを挙げている。



方向性の関係図

方向性（1）横浜らしい魅力ある夜間景観をつくります

方向性（1）-1

特徴的な都市構造を生かして、「横浜らしさ」を感じられる常時の夜間景観をしっかりとつくります

構造⑤ 個性あるシンボル ⇒ 横浜やエリアの個性の象徴として印象づけ、「港町・横浜らしさ」を感じる夜間景観をつくる

- シンボルとなる建造物は、その特徴を効果的に魅せる照明の工夫などにより、昼とは異なる形で横浜やエリアの個性を印象づけます。



シンボルとなる建築物等の昼と夜の見え方の変化（横浜マリニタワー、氷川丸）



歴史的建造物の本来の色を尊重した照明（横浜赤レンガ倉庫）



海に映える寒色系の照明（横浜ベイブリッジ）

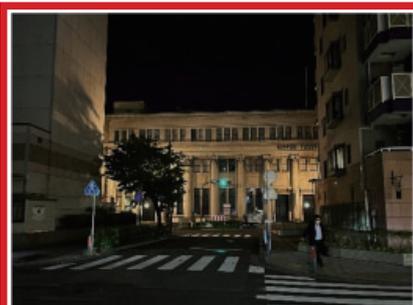
夜間景観の方向性（1）-1、構造⑤

方向性（2）メリハリをつけ、魅力を増進します

方向性（2）-1

空間的なメリハリを意識します

- エリア全体を一律に明るくするのではなく、エリアを部分的に明るくすることによりその箇所を引き立たせたり、また特定の建物や通りについて際立たせたい箇所は照らし、その周辺は落ち着いた光とさせるなど、空間的なメリハリをつけることで、抑揚のある街並みとなるよう配慮します。



歴史的建造物をライトアップし、その周辺では控えめな照明とすることで、敷地同士の光に強弱をつけ、シンボル性を演出している（横浜郵船ビル）



来街者を迎えるゲート空間として建物の正面を際立たせ、それ以外の部分は落ち着いた光とし、メリハリのある照明としている（村田製作所みなとみらいイノベーションセンター）

夜間景観の方向性（2）-1

魅力ある夜間景観により実現したいことでは、「昼と夜の異なる顔で、横浜の景観を二度味わえる街」、「横浜を象徴する“いつもの”景色がある街」が関連深い。前者は光の特性を生かすことで、昼とは異なる街の表情をつくり夜も滞在したくなる街を目指すとしている。後者は、全体としてまとまりのある、横浜らしい印象的な「いつもの」景色を形成し未来にわたって維持していくとしている。

2. 魅力ある夜間景観により実現したいこと

魅力ある夜間景観の創出は、横浜の街そのものの魅力を向上させ、夜間の滞在人口の増加にもつながります。市民・事業者・行政が目標を共有し、それぞれの取組が連携しながら、様々な手法で夜間景観を魅力的にしていくことが重要です。

2-1. 昼と夜の異なる顔で、横浜の景観を二度味わえる街

光の特性を生かし、特徴的な建物を際立たせることや、複数の建物を同じ色でライトアップしてまとまりとして見せることなどにより、昼は多くの建物に埋もれて見えなかった個性が顕在化し、あるいは同じ建物でも異なる見え方になります。昼とは異なる街の表情をつくることで、昼だけでなく夜も滞在したくなる街を目指します。



昼と夜の建物の見え方の変化（横浜市開港記念会館）

2-5. 横浜を象徴する“いつもの”景色がある街

市民にとっては、旅行先から帰ってくる際に見るとホッとするような、また来街者にとっては、一度行ってみたい・また行きたいと思えるような、全体としてまとまりのある、横浜らしい印象的な「いつもの」景色を形成し、未来にわたって維持していきます。



歴史的建造物である横浜赤レンガ倉庫と近未来的な高層ビルが融合した横浜らしい“いつもの”夜間景観

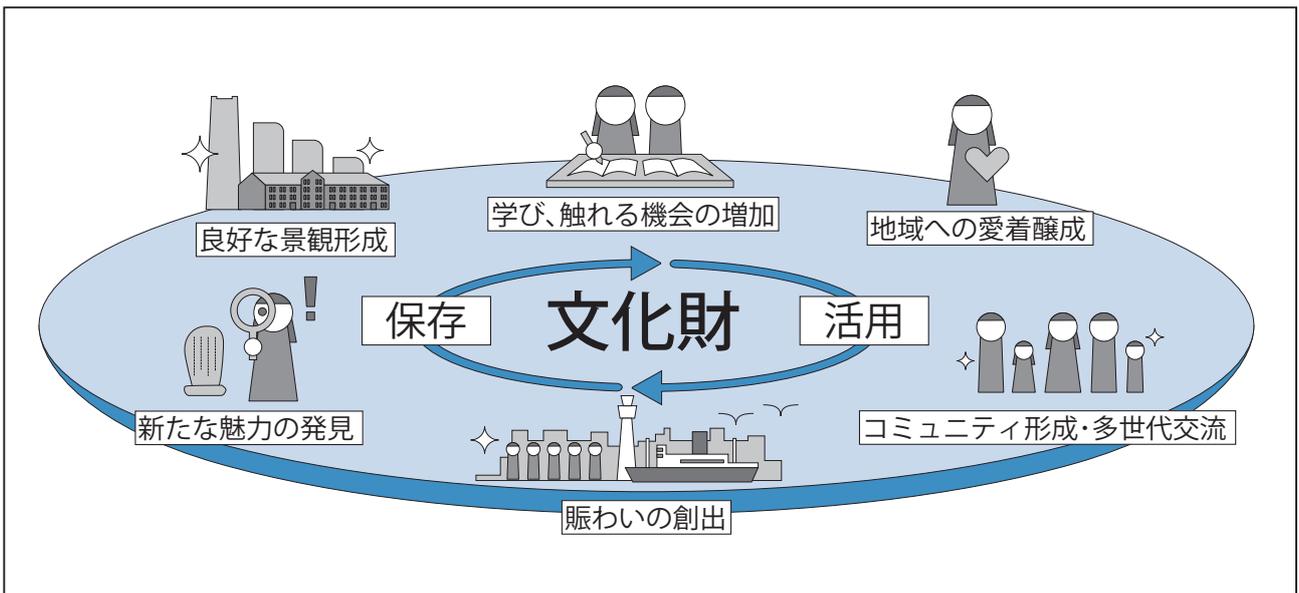
魅力ある夜間景観により実現したいこと（2-1、2-5 抜粋）

（6）横浜市文化財保存活用地域計画

横浜市における文化財の保存・活用の基本的な方向性や取組を可視化し、多様な主体が連携して文化財の保存・活用の取組を計画的、継続的に推進するため、令和元年（2019）に策定された神奈川県文化財保存活用大綱を勘案し、文化財保護法に基づく「横浜市文化財保存活用地域計画」が令和6年（2024）に認定された。

本計画では、文化財の「保存」と「活用」が対立するものではなく、相互に効果を及ぼしながら好循環を実現することを基本的な考えとし、「まもる」、「いかす」、「つながる」の3つの姿を目指す姿として設定している。この3つの姿の実現に向けて、3つの方針に基づく12の施策を展開していくとともに、横浜の歴史文化の特徴から、市域の文化財を9つのストーリーと4つの区域によって一体的に捉え、横浜の歴史文化の魅力や価値をさらに高めるための取組も進めていく。

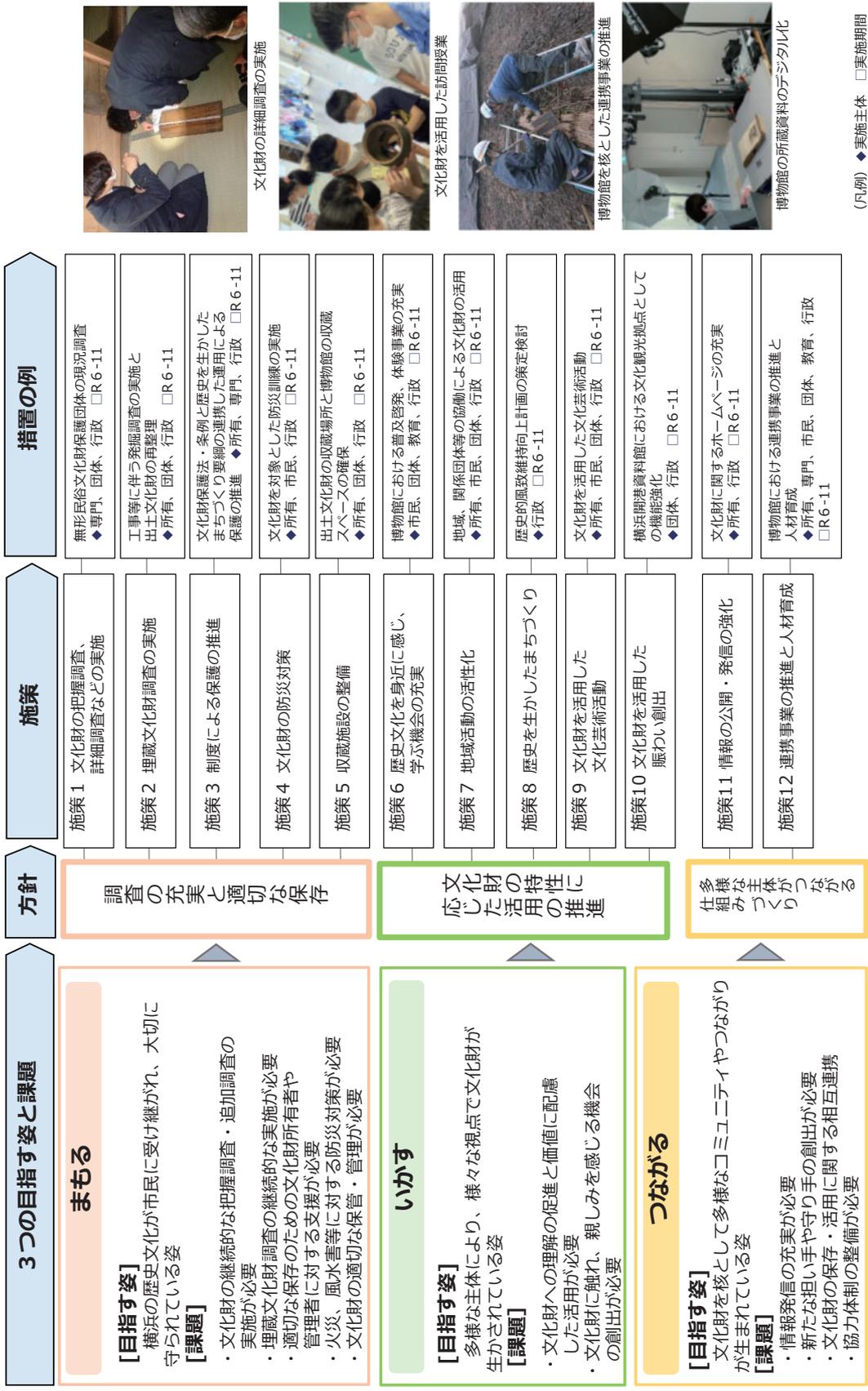
策定を契機に、横浜市の文化財の保存・活用に関する課題や方向性を、文化財の所有者をはじめ、行政、市民、関係団体、専門機関等と共有し、ともに連携しながら取り組むとともに、子どもから大人まで幅広い世代の市民に、横浜の歴史文化に触れてもらえる機会や参画の機会が増え、これまで受け継がれてきた横浜の歴史文化を、地域社会総がかりで、次世代に継承していくことを目指している。



横浜市における保存・活用のイメージ

【計画体系】「まもる」「いかす」「つながる」の3つの目指す姿の実現

「まもる」、「いかす」、「つながる」の3つの姿を共有しながら取組を進め、多様な主体がともに連携しながら、横浜の歴史文化を次世代に継承していく。



(凡例) ◆実施主体 □実施期間

「まもる」「いかす」「つながる」の3つの目指す姿の実現

関連文化財群

市域に広がる多種多様な文化財を一体的に捉えた、歴史文化の特徴に基づく9つのストーリーを設定

1. 海と川とともに暮らした先史から古代の人々

東京湾に面し、市域に河川がめぐる地形により、先史から古代の人々は、海や川とともに暮らした。海岸線の変化や稲作の始まりにより、暮らす場所や様式も変化した。その様子は市域で発見された数々の遺跡からうかがえる。

2. 武家社会下の交易・交通と文化～

横浜市域は、12～19世紀まで続く武家社会において、常に政治や経済の中心に近接する位置にあった。湊や街道に多くのものや人が行き交い、経済や文化などが発展した。

3. 横浜開港－国際貿易港のあゆみ－

日米和親条約の締結地となった横浜村は、幕末の開港をきっかけに、国際貿易港として急速な発展を遂げた。横浜港は、国内外の人・もの・文化が行き交う日本の玄関口となり、様々な海外の文物がもたらされ、横浜写真、眞葛焼に代表される横浜焼などの土産物や工芸品も、海外へ渡っていった。

4. シルクがもたらした繁栄

開港以降、明治期を通じ、生糸が横浜の輸出業を支え、周辺の郡部では、養蚕や製糸が盛んに行われるようになった。生糸貿易は横浜発展の大きな原動力となり、財を成した実業家たちは、横浜の政治・経済・文化の各方面で影響力をもった。

5. コスモポリタン都市－文化の交差点－

開港を機に、国内外から多くの人々が移り住んだ。外国人居留地には各国の商館が並び、山手は居留外国人の住宅地として発展した。それにより、海外の芸術・文化は、様々な「もののはじめ」として横浜から国内に広まった。

6. 近代都市を支えたインフラストラクチャー

幕府の居留地改造計画で実現した日本大通りや横浜公園、日本初の鉄道開業や近代水道の創設、フランス人実業家ジェラルドが製造販売した煉瓦・西洋瓦など、国内の他都市に先行して近代技術が導入された。

7. 焼け跡から二度よみがえった都市

横浜は、二度にわたる災禍を乗り越え発展した。関東大震災後は、震災復興事業と大横浜建設事業により現在の都市の骨格が作られた。終戦後の復興は、占領軍の接収により大きく遅れるが、徐々に解除され、防火帯建築や公共施設が整備された。

8. 谷戸・里山と横浜の原風景

市域には、「谷戸」と呼ばれる地形があり、古くから農業が営まれ、多様な生き物が生育・生息する環境が生まれた。人と自然が関わる谷戸の環境は「里山」と呼ばれ、横浜の歴史文化を伝える貴重な環境であり、昔の民家や生活用具も、当時の暮らしを今に伝えている。

9. 地域が育む祭礼・行事

市域には、人々が神や仏に対して豊作、大漁、厄災除け等を祈願する様々な祭礼や行事が伝えられている。また、時代を超えて受け継がれてきた神仏を敬う意識は、社寺境内の自然を保護することにつながり、市域には古木や樹叢が伝えられている。

文化財保存活用区域

文化財が集積し、周辺環境も含めて文化財を核とした文化財空間を創出する4区域を設定



①関内区域

幕末期の開港で、近代日本の経済や流通の中心となる。震災や戦災等の歴史を伝える建造物が多く所在し、良好な景観が残る。



横浜市開港記念会館

②山手区域

1867年に外国人居留地として開設された地区。居留外国人の住宅地として整備され、異国情緒漂う街並みが形成された。公園、歩道沿いの生垣、各所に残された緑のほか、歴史的建造物が残る。

④称名寺・朝夷奈区域

国指定史跡である称名寺境内と朝夷奈切通を含む一体のエリアで、中世東国の政治・文化的な中心都市鎌倉の一部であった地域。古代・中世から近世にかけて都市鎌倉との結びつきが強く、その後の歴史を語る上で重要。



朝夷奈切通

③三溪園区域

製糸業・生糸貿易で財を成した原富太郎（三溪）が私財を投じて本牧に整備した庭園。各地の歴史的建造物を、土地の起伏を生かし、庭園としての景観上の調和に配慮しながら、設計・配置されている。



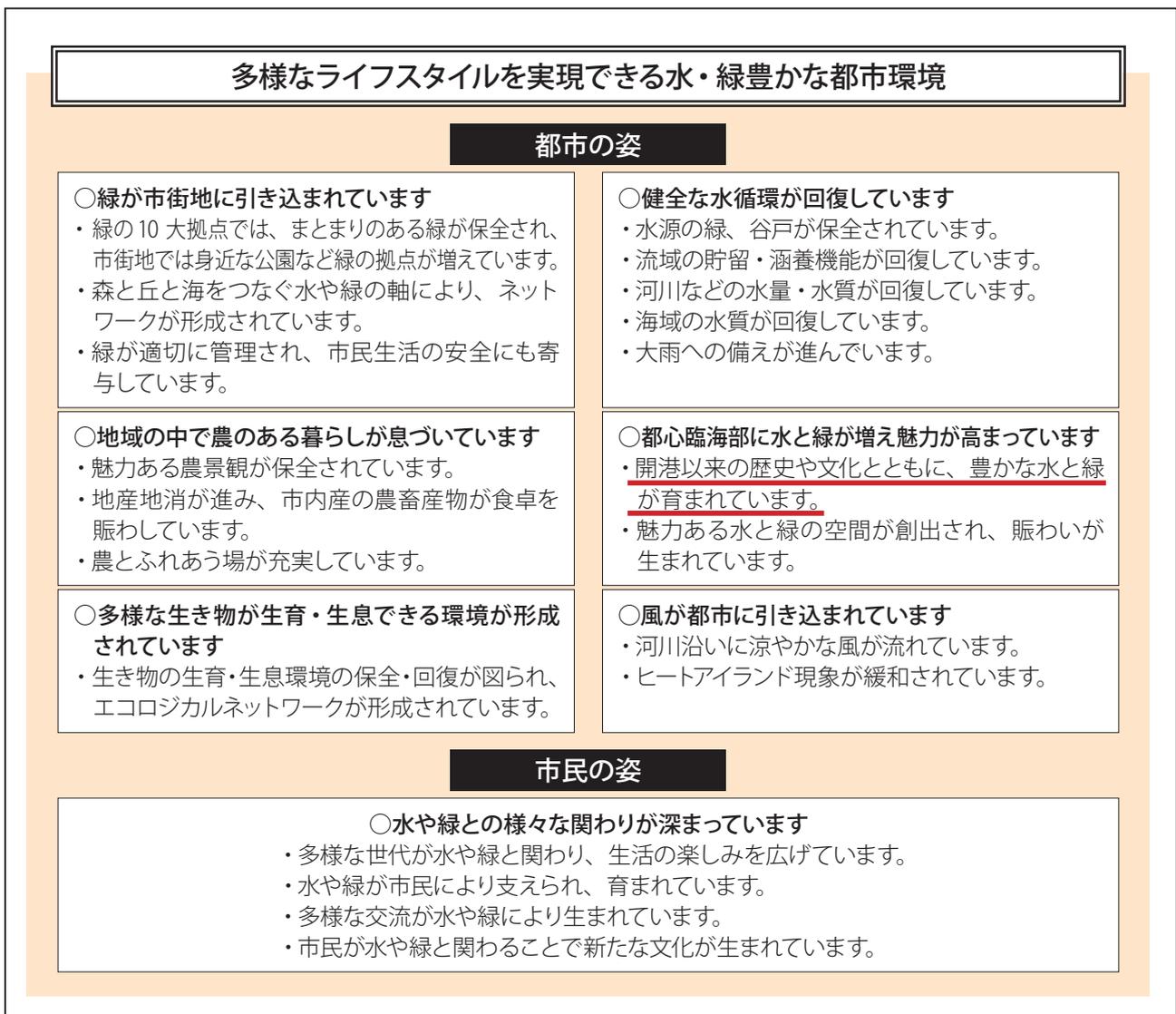
三溪園外苑

（7） 横浜市水と緑の基本計画

「横浜市水と緑の基本計画」は、水と緑に関する基本理念と将来像を定め、それを実現するための推進計画や推進施策をまとめた計画として、「横浜市水環境計画」、「水環境マスタープラン」及び「横浜市緑の基本計画」を統合し、平成18年（2006）に策定された。計画策定からおよそ10年が経つことを契機に、平成28年（2016）6月に計画内容を一部改定した。

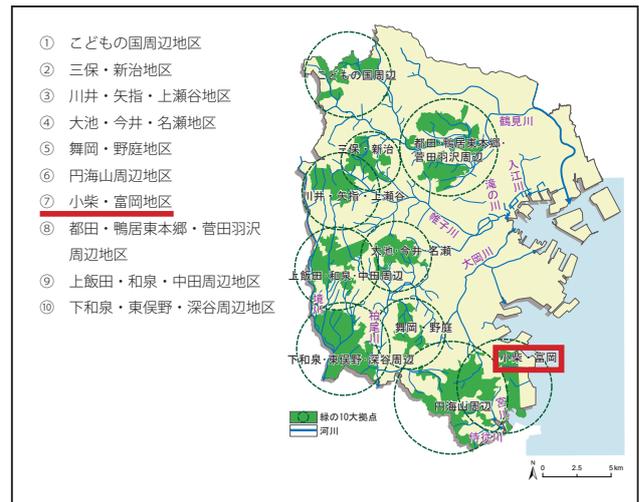
横浜らしい魅力ある水・緑環境では、古民家などがある公園などでは地域の歴史文化を伝える活動が行われていること、市内に残る数少ない里山は土地所有者やさまざまな市民活動によって支えられ、横浜の歴史と文化を伝える貴重な環境となっていること、また、わが国最初の洋式庭園である山手公園や、外国人居留地であった港の見える丘公園、関東大震災からの復興で生まれた山下公園など、歴史とともに育まれてきた公園が多くあり、全国から多くの人々が訪れていることを挙げている。また、多面的な機能では、水・緑環境には良好な景観を形成する景観形成機能や、地域の歴史や風土、文化を伝える環境教育機能を持っているとしている。

本計画で目指す水と緑の目標像「多様なライフスタイルを実現できる水・緑豊かな都市環境」（令和7年（2025））では、都市の姿において、「開港以来の歴史や文化とともに、豊かな水と緑が育まれています」としている。



目標像

本計画第4章で定められる水・緑環境の保全と創造の推進計画では、3つの推進計画を定めている。このうち、推進計画「拠点となる水と緑、特徴ある水と緑をまもり・つくり・育てます」の「緑の10大拠点の水と緑をまもり・育てます」では、地域ごとの特性をいかながら優先的に整備・保全する「緑の10大拠点」を位置付けている。特に⑦小柴・富岡地区では、「旧海岸線沿いの緑や史跡など歴史的資産を保全し、農・海とのふれあいの場やレクリエーションの場として活用します。」としている。

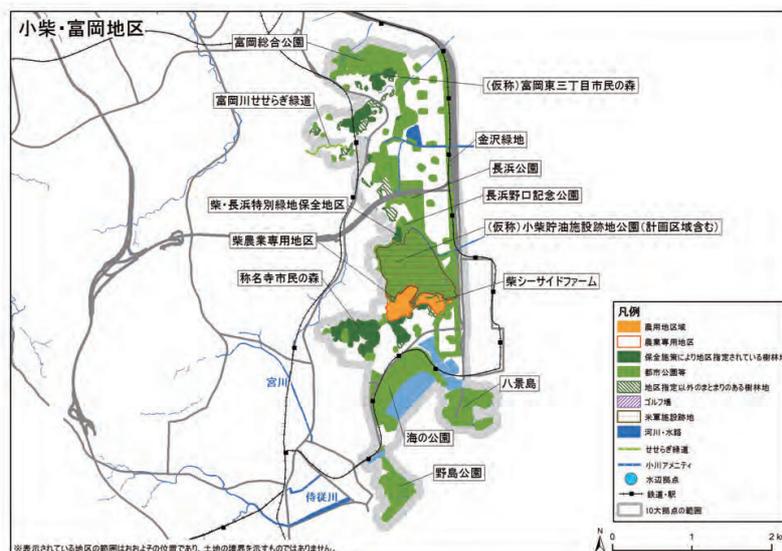


緑の10大拠点

⑦ 小柴・富岡地区 (約 600ha)

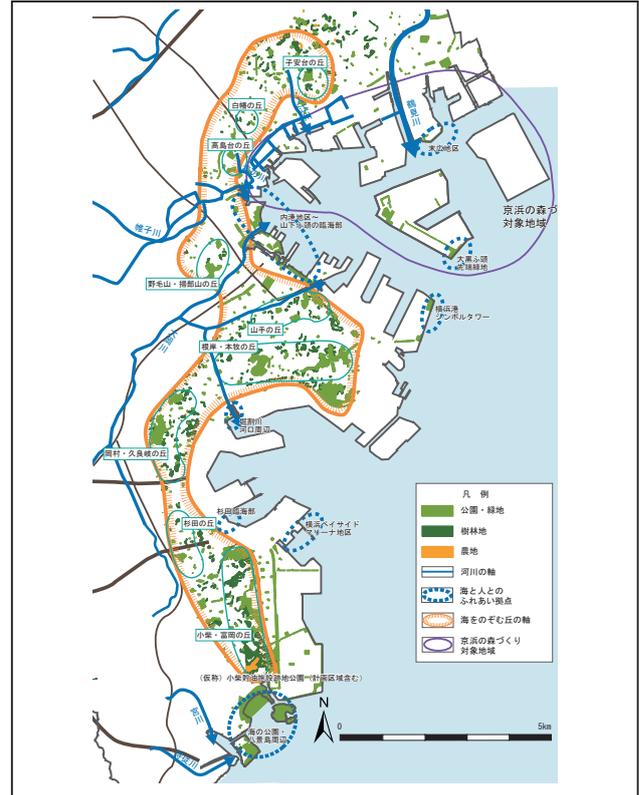
旧海岸線沿いの緑や史跡など歴史的資産を保全し、農・海とのふれあいの場やレクリエーションの場として活用します。

| 取組方針 | 主な水と緑の拠点 (2014 (平成 26) 年度未実績及び事業計画) |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 海の公園、野島公園、八景島、平潟湾を連続した海洋性レクリエーション及び環境啓発の拠点として整備します。 特別緑地保全地区や市民の森などの緑地保全制度に基づく指定や、公園整備などにより、称名寺などの歴史的な資産と一体となった社寺林の緑地などを保全・活用します。 柴シーサイドファームを中心とした恵みの里で市民と農とのふれあいを進めます。 富岡総合公園、富岡八幡公園、長浜公園周辺の樹林地を保全します。 (仮称) 小柴貯油施設跡地公園は、自然環境や地形をいかしつつ、緑や環境に係る活動、体験、学習の場などとして整備します。 生物多様性の保全や自然を楽しむ場づくりを行う「横浜つながりの森」構想を推進します。 せせらぎ緑道を緑道機能に配慮した快適な水辺空間として維持・保全し、市民が水辺にふれあう場として活用します。 | <p><水路・水辺拠点等></p> <ul style="list-style-type: none"> せせらぎ緑道 (富岡川 1.2km) <p><樹林地等></p> <ul style="list-style-type: none"> 市民の森 (称名寺 10.7ha、(仮称) 富岡東三丁目 1.4ha) 特別緑地保全地区 (柴・長浜 1.3ha) <p><農地></p> <ul style="list-style-type: none"> 農業専用地区 (柴 17.4ha) 柴シーサイドファーム (2.5ha) 柴シーサイド恵みの里 農用地区域 (10.1ha) <p><公園等></p> <ul style="list-style-type: none"> (仮称) 小柴貯油施設跡地公園 (55.6ha: 計画区域含む) 富岡総合公園 (21.9ha) 長浜公園 (15.4ha) 海の公園 (47.0ha) 野島公園 (17.5ha) 長浜野口記念公園 (1.1ha) 金沢緑地 (15.2ha) 港湾緑地 (八景島を除く) (6.3ha) 八景島 (24.0ha) |



小柴・富岡地区の取組方針とエリア図

また、推進計画「海をのぞむ丘の軸の水と緑をまもり、海と人とのふれあい拠点をつくり・育てます」では、市民などが憩いながら、港の活動を含む海の活動を楽しみ、海を身近に感じられる空間「海と人のふれあい拠点」を位置付けている。この取組方針において、「これまでの都心臨海部の歴史をいかながら、横浜の魅力を高める象徴的な緑の創出やその維持管理・活用を図ります」と定めている。



海をのぞむ丘の軸・海と人とのふれあい拠点

| 取組方針 | 主な水と緑の拠点 (2014(平成26)年度末実績及び事業計画) |
|--|---|
| <p>■海と人とのふれあい拠点</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民をはじめ訪れた人々が憩い、海を身近に感じられる空間としての公園・緑地を整備するとともに、海からの視点に配慮した景観上の緩衝帯としても活用します。 内港地区から山下ふ頭の臨海部では、赤レンガ倉庫や大さん橋、象の鼻パークなど、水際線に連続する緑地の活用を進めます。また、ふ頭などにおける機能、土地利用転換の機会をとらえ、これまでの都心臨海部の歴史をいかながら、横浜の魅力を高める象徴的な緑の創出やその維持管理・活用を図ります。 横浜ベイサイドマリナーや八景島、海の公園などの拠点では、その特性をいかし、市民が海辺に親しみ、学ぶ場や海洋性レクリエーションの機会を創出します。 | <ul style="list-style-type: none"> <未広地区> <ul style="list-style-type: none"> ・未広水際線プロムナード <大黒ふ頭先端緑地> <ul style="list-style-type: none"> ・大黒ふ頭先端緑地 ・大黒海づり施設 <内港地区～山下ふ頭地区の臨海部> <ul style="list-style-type: none"> ・山下公園 ・臨港パーク ・赤レンガパーク ・日本丸メモリアルパーク ・新港パーク ・運河パーク ・自動車道 ・大さん橋ふ頭緑地 ・象の鼻パーク ・(仮称) 山内臨海緑地(計画) ・(仮称) 山下ふ頭緑地(計画) <横浜港シンボルタワー> <ul style="list-style-type: none"> ・横浜港シンボルタワー ・本牧海づり施設 <掘割川河口周辺> <ul style="list-style-type: none"> ・磯子・海の見える公園 <杉田臨海部> <ul style="list-style-type: none"> ・(仮称) 杉田臨海緑地(計画) <横浜ベイサイドマリナー地区> <ul style="list-style-type: none"> ・横浜ベイサイドマリナー ・(仮称) 白帆緑地(計画) <海の公園・八景島周辺> <ul style="list-style-type: none"> ・海の公園 ・野島公園 ・八景島 |

海と人とのふれあい拠点の取組方針

推進計画「水と緑により都心臨海部の魅力づくりを進めます」では、「新たなにぎわいを創出するため、山下公園と一体となった山下ふ頭の緑地整備を地区の歴史を継承し進めるとともに、山手周辺の西洋館など街の歴史的資産とのつながりをいかして、国際観光都市としての魅力を高めていきます。」、「野毛山・掃部山の丘については、その歴史性を踏まえながら、緑を維持・保全します。山手の丘では、山手地区景観風致保全要綱により地域の協力を得ながら開港以来の歴史性をいかした緑の保全と活用を進めます。」、「大岡川では神奈川県と本市が共同で進めている「横浜市地区かわまちづくり」により、水辺拠点の整備などを推進し、歴史の面影を残しつつ川沿いの景観を美しく整え、水面・花見・緑陰・紅葉・魚影などの河川と街並みの風情を楽しめる憩いの場を整備していきます」としている。



推進計画「緑豊かな市街地を形成します」では、「地域のシンボルとなる歴史・文化を育む緑の拠点となるよう産業遺構や歴史的建造物など地域の歴史的な資産を活用した公園を整備・活用します。」としている。また、推進計画「水・緑環境に関わるきっかけづくりを進めます」では、「古民家や西洋館などの歴史的資産について、市民による管理運営や市民や NPO、事業者などの協力による利活用を通して、その魅力を多くの市民へ伝えていきます。」としている。

推進計画に基づき、「樹林地」、「農地」、「公園」、「緑化」、「水循環」、「水辺」の分野ごとに推進施策を定めている。公園の整備・維持管理・経営では、「周辺の都市施設や市民の森などの樹林地などとの整合を図りながら、地域の文化財や社寺などの歴史的資産などにも配慮して、公園を配置します。」「地域の歴史や文化、風致景観、自然環境をいかした公園や、農体験の場となる公園など、特色ある公園を整備します。」「公園整備から長期間が経過し、周辺の環境が変化した公園は、地域の原風景となるシンボルや歴史を尊重しながら、地域のニーズを踏まえて、再整備や機能の再編、施設の集約化を行います。」と定めている。特殊公園は「史跡や歴史的建造物を保存活用した歴史公園、良好な風致や特徴的な景観を有する風致公園、こども植物園などの生き物に親しみ学ぶことのできる動植物公園、良好な農景観を有する農業公園、墓園など、その目的に則し配置します。」と定めている。

水辺の保全・創造・管理では、「学校、公園、歴史的建造物、土木遺産など、周辺環境との調和を図った水辺の整備を進め、地域の魅力づくりに努めます。」と定めている。このうち主な施策「歴史的橋梁の保全」では、関東大震災の復興事業として整備された「震災復興橋梁」など歴史的橋梁を保全するとしている。

| 主な施策 | |
|-------------------|---|
| 身近な公園の整備 | 地域特性に応じた身近な公園を計画的に整備します。また、整備から長期間が経過し、周辺の環境が変化した公園は、地域のニーズや社会状況の変化を踏まえ、再整備や機能の再編を行います。 |
| スポーツのできる公園の整備 | 市民のスポーツ需要に応えるため、身近な公園におけるスポーツ施設の充実や、公式大会に対応できるスポーツ施設を有する公園の整備を推進します。 |
| 大規模な公園の整備 | 多様なレクリエーションを楽しめる自然をいかした大規模な公園の整備を推進します。 |
| 都心部の公園の魅力アップ | 都心部の公園の新設整備や再整備などにより、魅力の向上を図ります。また、都心臨海部では、公民連携により、風格ある水と緑づくりを推進します。 |
| 特色ある公園の整備 | 風致公園や歴史をいかした公園、自然体験・農体験の場となる公園の整備を推進します。 |
| 他分野との連携による公園整備の検討 | 設置許可や管理許可制度の運用により、公園と施設の価値を相互に高める市民利用施設の設置を検討します。また、健康みちづくりなど他分野との連携による公園整備を検討します。 |
| 開発行為などによる公園整備 | 開発行為や市街地開発事業などの面的整備事業に伴い、開発規模に応じた公園を整備します。 |
| 都市公園ストック機能の再編 | 子育て支援や高齢者の健康増進に寄与する公園整備や、都市公園ストックの機能の再編などを進めます。 |

公園整備の主な施策

| 種別 | | 内容 |
|--------|------|---|
| 住区基幹公園 | 街区公園 | 地域のまつりなどのイベントができる広場や遊具などを備えた公園を配置します。 0.1ha 以上で 0.25ha を標準とします。 |
| | | 街角公園 遊具や植栽などを備えた公園を開発行為に伴う提供公園などにより配置します。 0.1ha 未満とします。 |
| | 近隣公園 | 少年サッカーや少年野球などが楽しめる広場や野原などを備えた公園を配置します。 1ha 以上を目安に 2ha を標準とします。 |
| | 地区公園 | 身近な住民のスポーツ・イベント利用や、自然、歴史などの地域特性に即した公園を配置します。 4ha を標準とします。 |
| 都市基幹公園 | 運動公園 | 競技が可能な運動施設を備えた面積 15ha ～ 75ha を標準とする公園を配置します。 |
| | 総合公園 | 休養や散策など多様な施設を備えた面積 10ha ～ 30ha を標準とする公園を配置します。 |
| 広域公園 | | 多様なレクリエーション活動を楽しめる自然的環境をいかした面積 30ha 以上を標準とする大規模公園を配置します。 |
| 特殊公園 | | 史跡や歴史的建造物を保存活用した歴史公園、良好な風致や特徴的な景観を有する風致公園、こども植物園などの生き物に親しみ学ぶことのできる動植物公園、良好な農景観を有する農業公園、墓園など、その目的に則し配置します。 |
| 緩衝緑地 | | 工業地域との緩衝や防災のための緑地を配置します。 |
| 都市林 | | 生き物の生育・生息地となるまとまった樹林地の保全のために配置し、必要に応じて自然観察、散策のための施設などを整備します。 |
| 広場公園 | | にぎわいの創出や市民の休息、鑑賞に資するために、市街地の駅周辺に配置します。 |
| 都市緑地 | | 都市における良好な自然的環境や景観の保全を目的に配置します。 |
| 緑道 | | 市街地における良好な居住環境を確保し、災害時の避難路ともなる歩行者路を配置します。 |

公園種別

| 主な施策 | |
|------------------------|---|
| せせらぎ整備 | 湧水などの水源確保が可能な水路跡地などを活用して、身近なせせらぎをつくります。また費用対効果を踏まえて再生水による水辺の創出も検討します。 |
| 河川管理用通路を活用した環境づくり | 水と緑の回廊となる河川管理用通路を市民が親しみながら利用できる水際の歩行空間として整え、市民の健康づくりにつながる環境づくりを進めます。（健康みちづくり推進事業） |
| 生物多様性に配慮した多自然川づくり | 魚類が遡上できるような魚道整備など、生物多様性に配慮した河川環境を整えます。 |
| 河川の水辺拠点整備 | 周辺景観や地域と調和し、市民が親しめるように護岸や河道の形態を工夫した水辺と、河川沿いの一定の空地に親水性及び生態系に配慮した水辺などを創出します。 |
| 水際線における公園・緑地の整備・活用 | 「海と人とのふれあい拠点」において、市民などが海を身近に感じられる空間として水際に公園や緑地を整備するとともに、海からの視点に配慮した景観上の緩衝帯としても活用します。 |
| 歴史的橋梁の保全 | 関東大震災の復興事業として整備された「震災復興橋梁」など歴史的橋梁を保全します。 |
| 公共公益施設などでの水辺創出 | 水再生センターなどの公共施設において、生き物に触れ水に親しむ場となる水辺を創出し、自然体験の場として活用します。 |
| 河川水辺空間の保全（維持管理）と活用 | ふるさとの川整備事業や川辺の散歩道など、これまで多自然川づくりで実施してきた水辺空間の保全（維持管理）を推進します。あわせて、学校などの多様な主体と連携し、身近な自然体験やレクリエーションの場として活用します。また、市街地の水辺では、水辺空間を活用して街の賑わいづくりにつなげます。 |
| 小川アメニティ・せせらぎ緑道などの保全と活用 | 小川アメニティ・せせらぎ緑道などの水路について、周辺環境と調和に配慮した水辺空間を保全し、市民の水辺のふれあいの場として活用していきます。 |
| 脱温暖化に向けた事業推進 | 横浜ブルーカーボン事業では、ブルーカーボンや海洋における自然エネルギーの利用など、海洋を舞台とした脱温暖化プロジェクトを進めていきます。 |
| 流水機能の維持 | 流水機能を損なわないよう、施設を適正に維持・管理します。 |
| 水辺愛護会活動 | 生物多様性の保全や子どもたちの情操教育、地域コミュニティの活性化を図る活動のように、水辺愛護会が地域拠点としての水辺環境をいかした特色ある活動を活発に行うことができるよう、区と連携し次代の愛護会活動を担う人材の効果的な育成や、交流会や技術支援講座を通じたノウハウやアイデアの提供を積極的に実施し、愛護会活動のコーディネート強化を図ります。 |

水辺の保全・創造・管理の主な施策

(8) 横浜市観光・MICE 戦略

本市が目指す観光・MICEの方向性を示すため、2030年を見据えた戦略を令和5年（2023年）12月に策定した。

目指す姿である「市民と共に創り、世界から選ばれるアーバンリゾート」の実現に向けて、4つの戦略で構成している。4つの戦略のうち本計画と関連するものとして、戦略1「1 都心臨海部の魅力づくり」、戦略2「2 MICEの受入環境整備」、戦略4「2 SDGs達成に向けた取組の推進」が掲げられている。

戦略1

多様性あふれる魅力と感動のあるまちづくり

横浜は開放的なウォーターフロント、開港の歴史、文化芸術、まちに広がるイベントなど多様性あふれる魅力が凝縮しています。それらをつなぎ合わせて回遊につなげ、まち全体のにぎわいを創出します。また、地域独自のストーリーを有する資源を生かすなど、横浜ならではの体験価値を高めていくことで、リピーターを増やし、誰もが訪れるたびに新たな発見・感動のあるまちを目指します。



提供：横浜観光情報

1 都心臨海部の魅力づくり

都市部でありながら親水性が高く開放的なウォーターフロントを生かした花や緑があふれるアーバンリゾートとして、水上交通等回遊性を高める移動手段の充実、音楽・スポーツ・企業・研究機関などの集積を生かし、公共空間における規制の弾力的な運用などによる有効活用等を進め、にぎわいを都心臨海部全体に広げます。また、多様な資源の磨き上げとストーリー化による横浜ならではの体験価値向上や、子どもも大人も安心して楽しめ、まちとしての魅力向上を図ります。



(右上)提供：横浜観光情報

2 市内各所と連動した魅力づくり

郊外部の歴史や自然、動物園・水族館、大型スタジアム・アリーナ等、地域ならではの魅力を向上させ、また連動させ、市内回遊につなげます。さらに、2027年の国際園芸博覧会「GREEN×EXPO 2027」によるにぎわいを市内各所に広げ、開催後も上瀬谷エリアに郊外部の新たな活性化拠点を形成し、魅力の向上を図ります。

3 広域連携の推進

近隣エリアと横浜の魅力をかけ合わせて体験価値を向上させ、エリア全体の回遊を促進し、横浜を拠点とした宿泊につなげます。また、訪日旅行のゲートウェイとして、インバウンドを対象としたマーケティングを行い、国内各地と横浜の魅力をかけ合わせたプロモーションを実施することで、相互の送客につなげます。

4 まちの魅力や価値を高め、発信する

DXの推進により、マーケティング強化や戦略的な誘客プロモーションの展開、市民とともに横浜ならではの魅力の発信を行い、横浜ファンを増やし、リピート率を高めます。また、誰もが快適かつ安心感をもって横浜を楽しむことができるよう、DXによる滞在環境の更なる向上を図ります。

(9) 第4期横浜市教育振興基本計画

令和5年(2023)2月に策定された「第4期横浜市教育振興基本計画」は、「横浜教育ビジョン2030」(平成30年(2018)策定)のアクションプランである。また、教育基本法第17条第2項に基づく「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として位置付ける。

本計画では、「8の柱」とそれぞれの施策、主な取組等を示している。特に柱8「市民の豊かな学び」の施策では「横浜の歴史に関する学習の場の充実」を定め、施策の目標・方向性を「行政のみならず、市民、企業、学校などと協働、連携して横浜の歴史を学ぶ上で欠かせない文化財の保存・活用に取り組みます。」「児童生徒や市民が、横浜の歴史文化を身近に感じ、学ぶことで、愛着を感じられるよう、学習機会の充実を図ります。」と定めている。この主な取組に「市内に残る文化財の保存・活用、理解の推進」、「横浜の歴史文化を身近に感じ、学習する機会の創出」を定め、文化財の保存・活用と学習機会の充実を推進している。

| 柱 | 施策 | 主な取組 |
|-----------------------------------|-----------------------|--|
| 1 一人ひとりを大切に した 学びの 推進 | 1 主体的・対話的で深い学びの実現 | <ul style="list-style-type: none"> 児童生徒一人ひとりの資質・能力の育成に向けた授業改善 一人ひとりの子どもの状況に応じたきめ細かな学習支援 小学校高学年におけるチーム学年経営の推進 |
| | 2 情報教育の充実及び教育DXの推進 | <ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の情報活用能力の育成 教職員のICT活用指導力の育成 ICT環境整備 新たな教育センターとEBPMの推進 |
| | 3 特別支援教育の推進 | <ul style="list-style-type: none"> 就学・教育相談等の充実 小中学校等における特別支援教育の推進 特別支援学校の充実 |
| | 4 多様な教育的ニーズに対応した教育の推進 | <ul style="list-style-type: none"> 不登校児童生徒の居場所・学びの支援の充実 日本語指導が必要な児童生徒への支援の充実 子どもの貧困対策の推進 教育相談の充実 |
| | 5 新たな時代に向けた高校教育の推進 | <ul style="list-style-type: none"> 各校の特色を生かした「総合的な探究の時間」の推進 魅力ある高校教育の推進 グローバル教育・サイエンス教育の推進 多様化する生徒への支援 |
| | 6 小中一貫教育及び幼保小連携の推進 | <ul style="list-style-type: none"> 小中一貫教育の充実 「架け橋期」の育ちや学びをつなぐ幼保小連携・接続の充実 |
| 2 ともに 未来を つくる 力の育成 | 1 英語教育の充実及び国際理解教育の推進 | <ul style="list-style-type: none"> 英語によるコミュニケーション能力の育成 国際理解教育の推進 |
| | 2 持続可能な社会の創り手育成の推進 | <ul style="list-style-type: none"> SDGs達成の担い手育成(ESD)推進 自分づくり(キャリア)教育の更なる充実 |

| 柱 | 施策 | 主な取組 |
|--|------------------------|---|
| 3 豊かな 心の育成 | 1 人権尊重の精神を基盤とする教育活動の推進 | 人権教育の推進 「子どもの社会的スキル横浜プログラム」の効果的な活用推進 学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の充実 「本物」に触れる機会の創出 |
| | 2 安心して学べる学校づくり | 安心して参加できる集団づくり 子どもが抱える課題への組織的対応や未然防止の強化 |
| 4 健やかな 体の育成 | 1 生涯にわたる健康づくりと中学校給食の推進 | 全ての生徒が満足できる中学校給食の実現と食育の推進 「体力・運動能力調査」を活用した健康の保持増進と豊かなスポーツライフの実現 持続可能な部活動の実現 歯科保健教育の支援 健康教育の推進 |
| 5 家庭・ 地域等の 多様な 主体との 連携・ 協働 | 1 多様な主体とつながる教育の充実 | 地域等との連携・協働の推進 |
| | 2 福祉・医療等との連携による支援の充実 | 福祉・医療等との連携強化 |
| | 3 家庭教育支援の推進 | 関係機関、地域と連携した、保護者の学びや交流などの家庭教育支援 |
| 6 いきいき と働き、 学び続け る教職員 | 1 教職員の採用・育成・働き方の一体的な改革 | 優れた人材の確保及び採用前教職員の養成 学び続ける教職員の育成・支援 チーム体制の構築と人員配置の工夫・充実 学校業務の改善・適正化 管理職のマネジメント力の強化・意識改革 |
| 7 安全・ 安心で より良い 教育環境 | 1 学校施設の計画的な建替え | 学校施設の計画的な建替えの推進 自然環境に配慮した学校施設の整備 |
| | 2 安全・安心な施設環境の確保 | 学校施設における児童生徒の安全確保 快適で誰もが使いやすい施設環境の整備 |
| | 3 学校規模・通学区域の適正化 | 学校規模・通学区域の適正化 |
| 8 市民の 豊かな 学び | 1 生涯学習の推進 | 生涯学習の推進 |
| | 2 新たな図書館像の構築及び読書活動の推進 | 新たな図書館像の構築・図書館サービスの充実 読書活動の推進 |
| | 3 横浜の歴史に関する学習の場の充実 | 市内に残る文化財の保存・活用、理解の推進 横浜の歴史文化を身近に感じ、学習する機会の創出 |

計画体系

施策 3 横浜の歴史に関する学習の場の充実

● 施策の目標・方向性

- ◆ 行政のみならず、市民、企業、学校などと協働、連携して横浜の歴史を学ぶ上で欠かせない文化財の保存・活用に取り組みます。
- ◆ 児童生徒や市民が、横浜の歴史文化¹¹⁰を身近に感じ、学ぶことで、愛着を感じられるよう、学習機会の充実を図ります。

● 主な取組

1 市内に残る文化財の保存・活用、理解の推進

- 市内の多様な文化財を次世代に継承するため、中・長期的な基本方針と、短期的な事業計画を定めた「横浜市文化財保存活用地域計画」を作成します。この計画により、市民、企業、学校、博物館施設等と協働・連携して文化財の保存・活用を進め、横浜の歴史文化¹¹⁰に触れる機会を創出します。
- 文化財の調査研究や文化財所有者への支援を継続して実施するとともに、特に保存が困難な状況にある無形民俗文化財の調査を実施し、施策を検討します。
- 国指定史跡三殿台遺跡の保護と普及啓発を目的として昭和42年に整備した「三殿台考古館」の老朽化対策と、遺跡の適切な保存・普及啓発を図るため、再整備を検討します。また、25年以上リニューアルされていない歴史博物館、開港資料館等の常設展示設備の更新や所蔵資料の保管場所の確保の検討に加え、所蔵資料のデジタル化を推進するための検討を進めます。
- 史跡等範囲内において、土砂災害警戒区域に指定されている崖地の安全対策を進めます。

想定事業量

| 項目 | 直近の現状値 (令和3年度) | 目標値 (令和7年度) |
|----------------------------|------------------------|----------------|
| 市内指定・登録文化財件数 | 471件(累計) ^{※3} | 479件(累計) |
| 無形民俗文化財調査件数 | 1件/年 | 5件/年 |
| 博物館等への来館者数及びオンラインコンテンツ閲覧人数 | 346,659人/年 | 395,000人/年 |
| 史跡等範囲内の土砂災害警戒区域への安全対策箇所数 | 2か所/年 | 5か所/年 |

※3 市内の文化財が初めて指定を受けた明治33年からの累計

2 横浜の歴史文化を身近に感じ、学習する機会の創出

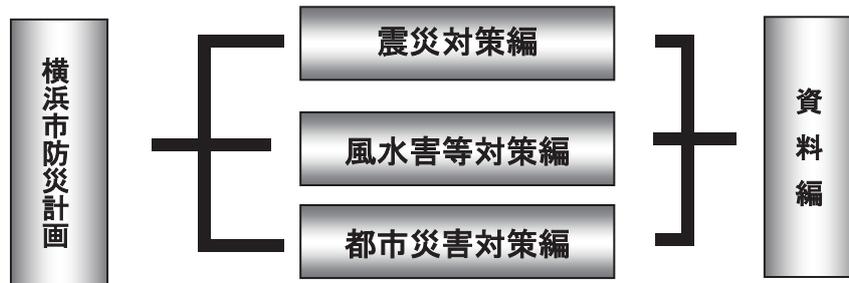
- 従来の博物館等の施設への見学受入れを継続して行うほか、訪問授業の実施、オンライン講座の開設や、オンライン授業に適した動画作成などの取組を通じて、児童生徒の学習支援や教職員の授業改善につなげ、横浜の歴史文化¹¹⁰を身近に感じ、学習する機会を創出します。

想定事業量

| 項目 | 直近の現状値 (令和3年度) | 目標値 (令和7年度) |
|--------------------------|-------------------|----------------|
| 博物館学芸員等による訪問授業を受講した児童生徒数 | 7,146人/年 | 7,350人/年 |
| 文化財を活用した授業コンテンツ動画等の作成数 | 2本/年 | 6本/年 |

(10) 横浜市防災計画

横浜市防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、本市における災害に対処するための基本的かつ総合的な計画として、横浜市防災会議が策定する地域防災計画であり、災害の種類に応じて「震災対策」、「風水害等対策」及び「都市災害対策」に区分し、3編で構成している。また、各編に必要な資料を「資料編」として編集している。



「横浜市防災計画『震災対策編』」の災害予防計画「地震に強い都市づくりの推進」では、「文化財等の防災対策」として、「防災訓練の実施」、「文化財の所在情報等の充実・整備」、「歴史的建造物等の防災対策」を定めている。

| | |
|--------------------------|--|
| 教育委員会事務局 都市整備局 消防局 | 第10節 文化財等の防災対策 |
| | <p>過去の大震災では、多数の文化財等が被災しました。 本市においても、歴史的に重要な文化財等が多数あり、震災時を考慮した以下の対策を実施しています。</p> |
| | <p>1 防災訓練の実施 文化財防火デー（毎年1月26日）を中心として、文化財の所有者・管理者、消防機関、地域住民等の協力の下で防災訓練を実施しています。</p> |
| | <p>2 文化財の所在情報等の充実・整備 横浜市文化財保護条例（昭和62年12月条例第53号）に基づき、文化財の所在や員数、形式、構造等の情報を整理・把握しています。</p> |
| | <p>3 歴史的建造物等の防災対策 本市では、「歴史を生かしたまちづくり要綱」（昭和63年4月1日実施）を定め、歴史的建造物等の保全と活用を推進しています。この要綱に基づき、歴史的建造物等の維持管理、耐震改修、防災施設などの助成をしています。</p> |

文化財等の防災対策

3.歴史的風致の維持及び向上に関する方針

2章において設定した理念・方針に基づき、横浜市の歴史的風致の維持及び向上に資する施策を推進する。

理 念

旧きと新しきが混ざりあう、横浜らしさを体感できるまち

方針・施策

2章で設定した理念及び2つの方針、5つの施策に基づき、3章で整理した歴史的風致を踏まえ、横浜市の歴史的風致の維持向上に向けた取組を実施する。具体的な事業については7章で示すものとするが、各事業は5つの施策を実現する取組として整理した。

方針1：横浜の歴史に触れ、知り、楽しむ場づくり

施策① 歴史資産の調査と情報共有

歴史的風致を形成する歴史資産を継続的に把握するため、定期的な総合調査や、個々の歴史資産の詳細調査や価値づけなどを推進する。また、歴史資産の情報に気軽にアクセスできるよう、さまざまな団体や有識者と連携し、展示、解説や講義等を行うことにより、適切な情報共有を推進する。

施策② 歴史文化とのタッチポイントづくり

歴史的建造物の公開やさまざまなコンテンツによる活用、景観形成や公園整備などの周辺環境整備、案内サイン等の整備により、歴史的風致を形成する歴史資産やそこで行われる営みや活動に実際に触れて体感できる機会を創出する。

施策③ 新たな「歴史資産」の保全活用の検討

歴史資産の対象を概ね築造後50年を経過したものとしているため、その対象は戦後の建造物に広がっている。横浜の戦後の歴史的風致を示す、モダニズム建築や防火帯建築などについて、価値や保全活用の在り方を総合的に検討する。

方針2：歴史的建造物の継承と活用の促進

施策① 保全・継承に向けた支援

歴史的風致を維持向上していくために、これまでの制度支援等を引き続き行うとともに、税制優遇措置や助成、民間活力の積極的な活用の検討、専門的な技術者を派遣する仕組みの検討など、適切な支援策の拡充を推進する。

施策② 歴史資産の活用を通じたまちづくり促進

歴史資産をそれぞれの状況に応じた活用を促進するために、さまざまな支援措置を講じる。その活用を通じて、地域のまちづくりに資する取組を推進する。

4.横浜市歴史的風致維持向上計画の実施体制

本計画の推進にあたっては、事務局となる都市整備局都市デザイン室と、歴史、まちづくり、景観、文化財等に関わる部局との連携を図りながら、市民や事業者と協働して取り組む。なお、事業計画の進行管理や計画変更等については、法定の「横浜市歴史的風致維持向上協議会」において引き続き協議を行う。なお、必要に応じて、関係審議会等との連携・調整、報告等を行うものとする。

